

外国著作権法令集(65)

— 韓 国 編 —

著作権法施行令

張 睿 暎 訳

March 2026

公益社団法人 著作権情報センター

沿革

著作権法施行令

- 大統領令 1482 号 (1959.4.22.制定)
- 大統領令 12194 号 (1987.7.1.全部改正)
- 大統領令 12895 号 (1990.1.3.他法改正)
- 大統領令 13173 号 (1990.12.1.他法改正)
- 大統領令 13342 号 (1991.4.8.他法改正)
- 大統領令 13633 号 (1992.4.25.一部改正)
- 大統領令 13869 号 (1993.3.6.他法改正)
- 大統領令 14304 号 (1994.6.30.一部改正)
- 大統領令 14339 号 (1994.7.23.他法改正)
- 大統領令 14395 号 (1994.10.4.他法改正)
- 大統領令 14438 号 (1994.12.23.他法改正)
- 大統領令 15081 号 (1996.6.29.一部改正)
- 大統領令 15598 号 (1997.12.31.他法改正)
- 大統領令 16091 号 (1999.1.29.一部改正)
- 大統領令 16682 号 (1999.12.31.他法改正)
- 大統領令 16917 号 (2000.7.27.一部改正)
- 大統領令 17175 号 (2001.3.27.他法改正)
- 大統領令 18050 号 (2003.7.10.一部改正)
- 大統領令 18267 号 (2004.1.29.他法改正)
- 大統領令 18932 号 (2005.6.30.他法改正)
- 大統領令 19240 号 (2005.12.30.一部改正)
- 大統領令 19963 号 (2007.3.27.他法改正)
- 大統領令 20135 号 (2007.6.29.全部改正)
- 大統領令 20676 号 (2008.2.29.他法改正)
- 大統領令 21148 号 (2008.12.3.他法改正)
- 大統領令 21634 号 (2009.7.22.一部改正)
- 大統領令 21676 号 (2009.8.6.他法改正)
- 大統領令 22003 号 (2010.1.27.他法改正)
- 大統領令第 23001 号 (2011.6.30.一部改正)
- 大統領令第 23338 号 (2011.12.2.一部改正)
- 大統領令第 23721 号 (2012.4.12.一部改正)
- 大統領令第 23928 号 (2012.7.4.他法改正)
- 大統領令第 24797 号 (2013.10.16.一部改正)

大統領令第 25379 号 (2014.6.11.一部改正)
大統領令第 25697 号 (2014.11.4.一部改正)
大統領令第 26333 号 (2015.6.22.他法改正)
大統領令第 26398 号 (2015.7.13.一部改正)
大統領令第 27427 号 (2016.8.2.他法改正)
大統領令第 27503 号 (2016.9.21.一部改正)
大統領令第 27751 号 (2016.12.30.他法改正)
大統領令第 27970 号 (2017.3.29.他法改正)
大統領令第 28251 号 (2017.8.22.一部改正)
大統領令第 29689 号 (2019.4.16.一部改正)
大統領令第 29950 号 (2019.7.2.他法改正)
大統領令第 30701 号 (2020.5.26.一部改正)
大統領令第 30898 号 (2020.8.4.一部改正)
大統領令第 32223 号 (2021.12.16.他法改正)
大統領令第 32528 号 (2022.3.8.他法改正)
大統領令第 33023 号 (2022.12.6.他法改正)
大統領令第 33943 号 (2023.12.12.一部改正)
大統領令第 34181 号 (2024.2.6.一部改正)
大統領令第 34926 号 (2024.10.2.一部改正)
大統領令第 35716 号 (2025.8.26.他法改正)
大統領令第 35738 号 (2025.9.9.一部改正)
大統領令第 35811 号 (2025.10.1.他法改正)

著作権法施行令[大統領令第 35811 号、2025.10.1.他法改正、2025.10.1.施行]

第 1 条 (目的)

この令は、「著作権法」の委任を受けた事項及びその施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第 1 条の 2 (著作権保護のための施策の策定)

(1)「著作権法」(以下「法」という。)第 2 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により文化体育観光部長官が策定・施行する著作権の認識拡散のための教育及び広報に関する施策には、次

の各号の事項を含めなければならない。

- 一 著作権専門人材の養成に関する事項
- 二 青少年の著作権教育に関する事項
- 三 正しい著作物利用の広報に関する事項
- 四 その他著作権の認識拡散のために文化体育観光部長官が必要と認める事項

(2)法第2条の2第1項第3号の規定により文化体育観光部長官が策定・施行する著作物、実演、音盤、放送又はデータベース（以下「著作物等」という。）の権利管理情報及び技術的保護措置に関する施策には、次の各号の事項を含めなければならない。〈改正 2019.7.2.〉

- 一 権利管理情報の統合的管理のための標準体系の開発に関する事項
- 二 権利管理情報の除去・変更等の禁止に対する例外事由に関する事項
- 三 技術的保護措置の標準化に関する事項
- 四 技術的保護措置の無力化禁止に対する例外事由に関する事項
- 五 その他著作物等の権利管理情報及び技術的保護のために文化体育観光部長官が必要と認める事項

(3)文化体育観光部長官は、法第2条の2第1項の規定による施策を策定するにあたっては、関連業界及び利害関係者等の意見を収束し、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。

(4)文化体育観光部長官が法第2条の2第1項の規定による施策を策定した場合には、その内容を文化体育観光部インターネットホームページに掲示しなければならない。

[本条新設 2009.7.22.]

第1条の3（公共著作物の利用活性化施策等）

(1)法第24条の2第2項の規定による公共著作物の利用活性化施策には、次の各号の事項を含めなければならない。

- 一 自由利用できる公共著作物の拡大方案
- 二 公共著作物の権利帰属の明確化など利用活性化のための基盤造成に関する事項
- 三 公共著作物の民間活用促進に関する事項
- 四 公共著作物の自由利用に関する教育・訓練及び広報に関する事項
- 五 自由利用できる公共著作物であることを示すために文化体育観光部長官が定める表示基準の適用に関する事項
- 六 公共著作物の自由利用に関する制度の整備に関する事項
- 七 その他公共機関の公共著作物の利用活性化のために必要な事項

(2)法第24条の2第3項により「国有財産法」第2条第11号による中央官署の長等(以下「中央官署の長等」という。)又は地方自治団体の長は、法第24条の2第1項第4号の公共著作物のうち国民の自由な利用が必要であると認める場合には、「国有財産法」第65条の8及び「共有財産及び物品管理法」第20条・第29条にもかかわらず、使用・収益許

可や貸付契約の締結なく当該公共著作物を自由に使用させることができる。この場合、中央官署の長等又は地方自治団体の長は、当該公共著作物を使用・収益許可や貸付契約の締結なく自由に使用できることが分かるように、第1項第5号による基準に従って表示することができる。

[本条新設 2014.6.11.]

第2条（複製・公演等内訳の提出）

法第25条第1項ないし第4項の規定により公表された著作物を利用しようとする者は、法第25条第7項の規定により補償を受ける権利を行使する団体（以下「補償金受領団体」という。）に、複製・配布・公演・展示又は公衆送信の内訳を提出し、これに該当する補償金を支給しなければならない。〈改正 2009.7.22.,2020.8.4.〉

第3条（補償金受領団体の指定）

(1)文化体育観光部長官は、補償金受領団体を指定するためには、法第25条第7項各号の要件を備えた団体として、構成員の議決権等が平等であり、団体の意思決定が民主的になされる団体を指定しなければならない。この場合、文化体育観光部長官は、法第25条第7項第1号による補償権利者の意見を聞かなければならず、その意見提出方法及び期間等の必要な事項を文化体育観光部のインターネットホームページに公告しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2020.8.4.,2025.9.9.〉

(2)補償金受領団体の指定期間は5年以内とする。〈新設 2025.9.9.〉

(3)文化体育観光部長官は、第1項の規定により団体を指定したときは、これを官報に告示しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2025.9.9.〉

第4条（補償関係業務規程）

補償金受領団体は、次の各号の事項を含む補償関係業務規程を定め、文化体育観光部長官の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様である。〈改正 2008.2.29.〉

- 一 補償金徴収の方法及び手続に関する事項
- 二 補償金の分配に関する事項
- 三 手数料に関する事項
- 四 補償金の管理に関する事項

第5条（会計）

補償金受領団体は、補償金に関する会計を他の会計と区分して処理しなければならない。

第6条（指定の取消）

(1)文化体育観光部長官は、法第 25 条第 9 項の規定により補償金受領団体の指定を取り消すためには、聴聞をしなければならない。〈改正 2008.2.29.,2020.8.4.〉

(2)文化体育観光部長官は、補償金受領団体の指定を取り消した場合には、その事実を官報に告示しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

第 7 条（補償金分配公告）

補償金受領団体は、次の各号の事項を含む補償金の分配に関する事項を、「新聞等の振興に関する法律」第 9 条第 1 項の規定により配布地域を全国として登録した一般日刊新聞並びに補償金受領団体及び文化体育観光部インターネットホームページにそれぞれ掲示しなければならない。この場合、インターネットホームページに公告する場合には、1 ヶ月以上掲示しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2010.1.27.,2019.4.16.,2025.9.9.〉

- 一 支給根拠
- 二 支給基準及び対象
- 三 支給方法
- 四 支給期限及び未分配補償金（補償金分配公告をした日から 10 年が経過するまで分配できなかった補償金をいう。以下同じ）の処理方法
- 五 担当者及び連絡先

第 8 条（未分配補償金の使用承認）

(1) 削除 〈2019.4.16.〉

(2)補償金受領団体は、法第 25 条第 10 項各号以外の部分本文により未分配補償金の使用承認を受けるためには、次の各号の事項を記載した文書を文化体育観光部長官に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2019.4.16.,2020.8.4.〉

- 一 補償金分配公告日
- 二 承認申請金額
- 三 補償金の使用目的
- 四 補償金の使用計画
- 五 承認申請の日時

(3)補償金受領団体は、未分配補償金を使用したときは、6 ヶ月以内に使用報告書を作成して文化体育観光部長官に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

[題目改正 2019.4.16.]

第 8 条の 2（未分配補償金の積立比率）

補償金受領団体は、法第 25 条第 10 項各号以外の部分ただし書に従い、未分配補償金の 100 分の 5 以上 100 分の 30 以下の範囲で、次の各号の事項を考慮して文化体育観光部長官が定め、告示する比率に該当する金額を積み立てなければならない。〈改正 2020.8.〉

4.)

- 一 未分配補償金のその後の分配実績
- 二 未分配報酬の積立状況

[本条新設 2019.4.16.]

第 9 条（教育機関における複製防止措置等の必要な措置）

(1)法第 25 条第 12 項にいう「複製防止措置等大統領令で定める必要な措置」とは、次の各号の措置をいう。〈改正 2020.8.4.〉

- 一 不法な利用を防止するために必要な次の各目に該当する技術的措置
- ガ 伝送する著作物を授業を受ける者以外は利用することができないようにするアクセス制限措置
- ナ 伝送する著作物を授業を受ける者以外は複製することができないようにする複製防止措置
- ニ 著作物への著作権保護に関連する警告文言の表示
- 三 伝送と関連した補償金を算定するための装置の設置

第 10 条（正当な範囲等の基準）

文化体育観光部長官は、法第 28 条の規定による正当な範囲と公正な慣行に関する指針を定めて告示することができる。〈改正 2008.2.29.〉

第 11 条（商業的目的で公表された音盤等による公演の例外）

法第 29 条第 2 項ただし書にいう「大統領令で定める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する公演をいう。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2009.8.6.,2015.6.22.,2015.7.13.,2016.9.21.,2017.3.29.,2017.8.22.,2021.12.16.,2025.8.26.,2025.10.1.〉

- 一 「食品衛生法施行令」第 21 条第 8 号による営業所において行う次の各目の公演
- ガ 「食品衛生法施行令」第 21 条第 8 号ガ目による休憩飲食店のうち「統計法」第 22 条により国家データ処長が告示する産業に関する標準分類(以下「韓国標準産業分類」という。)によるコーヒー専門店又はその他非アルコール飲料店業を営む営業所において行う公演
- ナ 「食品衛生法施行令」第 21 条第 8 号のナ目による一般飲食店のうち韓国標準産業分類による生ビール専門店又はその他酒店業を営む営業所において行う公演
- ダ 「食品衛生法施行令」第 21 条第 8 号ダ目による団らん酒店と同号ラ目による遊興酒店において行う公演
- ラ ガ目からダ目までの規定に該当しない営業所において行う公演として、音楽または映像著作物を鑑賞する設備を備え、音楽や映像著作物を鑑賞させることを営業の主要内容の一部とする公演
- 二 「韓国馬事会法」による競馬場、「競輪・競艇法」による競輪場又は競艇場におい

て行う公演

三 「体育施設の設置・利用に関する法律」による次の各目の施設において行う公演

ガ 「体育施設の設置・利用に関する法律」第5条による専門体育施設のうち文化体育観光部令で定める専門体育施設

ナ 「体育施設の設置・利用に関する法律施行令」別表1のゴルフ場、舞踏学院、舞踏場、スキー場、エアロビクス場、又は体力鍛錬場

四 「航空事業法」による航空運送事業用旅客用航空機、「海運法」による海上旅客運送事業用船舶、又は「鉄道事業法」による旅客用列車において行う公演

五 「観光振興法」によるホテル・休養コンドミニアム・カジノ又はテーマパークにおいて行う公演

六 「流通産業発展法」別表による大規模店舗（「伝統市場及び商店街育成のための特別法」第2条第1号による伝統市場を除く。）において行う公演

七 「公衆衛生管理法」第2条第1項第2号による宿泊業及び同項第3号ナ目による沐浴場において映像著作物を鑑賞させるための設備を備えて行う商業的目的で公表された映像著作物の公演

八 次の各目のいずれかに該当する施設において映像著作物を鑑賞させるための設備を備え、発行日より6ヶ月を経過していない商業的目的で公表された映像著作物を再生する形態の公演

ガ 国・地方自治団体（その所属機関を含む。）の庁舎及びその付属施設

ナ 「公演法」による公演場

ダ 「博物館及び美術館振興法」による博物館・美術館

ラ 「図書館法」による図書館

マ 「地方文化院振興法」による地方文化院

バ 「社会福祉事業法」による社会福祉館

サ 「両性平等基本法」第47条及び第50条による女性人材開発センター及び女性史博物館

ア 「青少年活動振興法」第10条第1号ガ目による青少年修練館

ザ 「地方自治法」第161条による公共施設のうち市・郡・区民会館

[題目改正 2016.9.21.]

第12条（複製することのできる施設の範囲）

法第31条第1項各号以外の部分本文にいう「大統領令で定める施設」とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。〈改正 2022.12.6.〉

一 「図書館法」による国立中央図書館・公共図書館・大学図書館・学校図書館・専門図書館（営利を目的とする法人又は団体が設立した専門図書館として、その所属する者のみを対象に図書館サービスを提供することを主たる目的とする図書館を除く。）及び特殊図書館

二 国・地方自治団体、営利を目的としない法人若しくは団体が、図書・文書・記録その他の資料（以下「図書等」という。）を保存・貸出又はその他公衆の利用に供するために設置した施設

第 13 条（図書館等における複製防止措置等の必要な措置）

法第 31 条第 7 項にいう「大統領令で定める必要な措置」とは、次の各号の措置をいう。

一 不法な利用を防止するために必要な次の各目に掲げる技術的措置

ガ 第 12 条による施設（以下「図書館等」という。）の利用者が図書館等内において閲覧する以外の方法では図書等を利用することができないようにする複製防止措置

ナ 図書館等の利用者以外の者が図書等を利用することができないようにするアクセス制限措置

ダ 図書館等の利用者が図書館等内において閲覧する以外の方法で図書等を利用し又はその内容を変更した場合にこれを確認することのできる措置

ラ 販売用として製作された電子記録媒体の利用を防止することのできる装置の設置

二 著作権の侵害を防止するための図書館職員に対する教育

三 コンピュータ等への著作権保護関連の警告表示の付着

四 法第 31 条第 5 項の規定による補償金を算定するための装置の設置

第 14 条（視覚障害者等の範囲）

法第 33 条第 1 項にいう「大統領令で定める者」とは、次の各号のいずれかの該当する者をいう。〈改正 2013.10.16.,2024.2.6.〉

一 「障害者福祉法施行令」別表 1 第 3 号による視覚障害者

ガ 〈削除 2013.10.16.〉

ナ 〈削除 2013.10.16.〉

二 身体的又は精神的障害により、図書を扱うことができない者又は読書能力が明らかに損傷し、正常な読書ができない者

[第 15 条から移動、従前の第 14 条は第 14 条の 2 に移動 〈2024.2.6.〉]

第 14 条の 2（視覚障害者等のための複製・変換等が許容される施設及び代替資料の範囲）

(1)法第 33 条第 2 項において「大統領令が定める施設」とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。〈改正 2009.7.22.,2013.10.16.,2024.2.6.〉

一 「障害者福祉法」第 58 条第 1 項による障害者福祉施設のうち次の各目のいずれかに該当する施設

ガ 第 14 条各号のいずれかに該当する者（以下「視覚障害者等」という。）のための障害者居住施設

ナ 障害者地域社会リハビリテーション施設のうち点字図書館
ダ 障害者地域社会リハビリテーション施設及び障害者職業リハビリテーション施設の
うち視覚障害者等を保護している施設

二 「幼児教育法」、「初・中等教育法」及び「障害者等に対する特殊教育法」による特
殊学校と視覚障害者等のために特殊学級を有する各級学校

三 国・地方自治団体、営利を目的としない法人又は団体が、視覚障害者等の教育・学
術又は福利増進を目的に設置・運営する施設

(2)法第 33 条第 2 項及び第 3 項による視覚障害者等が認知することができる代替資料の
範囲は、それぞれ次の各号のとおりである。〈改正 2024.2.6.〉

一 「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」第 14 条第 1 項第 4 号による印刷
物アクセシビリティバーコードが挿入された資料

二 視覚障害者等のために著作物等の視覚的表現を音声に変換して録音した資料

三 視覚障害者等のために標準化されたデジタル音声情報記録方式で作成された資料

四 画面の場面、字幕等を音声で伝達する画面解説資料

五 その他、文字及び映像等の視覚的表現を、聴覚・触覚等の視覚障害者等が認知でき
る形に変換した資料として視覚障害者等以外には利用できないようにする技術的保護措置
が適用された資料

[題目改正 2024.2.6.]

[第 14 条から移動 〈2024.2.6.〉]

第 15 条（聴覚障害者等の範囲）

法第 33 条の 2 第 1 項ないし第 3 項の規定による聴覚障害者等の範囲は、「障害者福祉法
施行令」別表 1 第 4 号による。〈改正 2024.2.6.〉

[本条新設 2013.10.16.]

[第 15 条の 3 から移動、従前の第 15 条は第 14 条に移動 〈2024.2.6.〉]

第 15 条の 2（聴覚障害者等のための複製・変換等が許容される施設及び代替資料の範
囲）

(1)法第 33 条の 2 第 2 項において「大統領令で定める施設」とは、次の各号のいずれか
に該当する施設をいう。〈改正 2016.8.2.,2024.2.6.〉

一 「障害者福祉法」第 58 条第 1 項による障害者福祉施設のうち次の各目のいずれか
に該当する施設

ガ 障害者地域社会リハビリテーション施設のうち韓国手語通訳センター

ナ 障害者地域社会リハビリテーション施設及び障害者職業リハビリテーション施設の
うち聴覚障害者等を保護している施設

二 「幼児教育法」、「初・中等教育法」及び「障害者等に対する特殊教育法」による特
殊学校や聴覚障害者等のために特殊学級を有する各級学校

三 国・地方自治団体、営利を目的としない法人又は団体が聴覚障害者等の教育・学術又は福利増進を目的に設置・運営する施設

(2)法第 33 条の 2 第 2 項及び第 3 項による聴覚障害者等が認知することができる代替資料の範囲は、それぞれ次の各号のとおりである。〈新設 2024.2.6.〉

一 音声及び音響等を画面に文字で伝達する資料

二 その他、音声及び音響等を視覚・触覚等の聴覚障害者等が認知することができる形に変換した資料として、聴覚障害者等以外には利用できないようにする技術的保護措置が適用された資料

[本条新設 2013.10.16.]

[題目改正 2024.2.6.]

第 16 条（録音物等の保存施設）

法第 34 条第 2 項ただし書にいう「大統領令で定める場所」とは、次の各号のいずれかに該当する施設内をいう。

一 記録の保存を目的として国又は地方自治団体が設置・運営する施設

二 放送用として提供された録音物又は録画物を、記録資料として収集・保存するために「放送法」第 2 条第 3 号の規定による放送事業者が運営し又はその委託を受けて録音物等を保管する施設

第 16 条の 2（文化施設の範囲）

法第 35 条の 4 第 1 項において「大統領令で定める文化施設」とは、次の各号のいずれかに該当する施設（以下「文化施設」という。）をいう。〈改正 2022.12.6.〉

一 「国会法」第 22 条による国会図書館

二 「図書館法」第 19 条による国立中央図書館及び同法第 25 条による広域代表図書館

三 「博物館及び美術館振興法」第 10 条による国立中央博物館・国立現代美術館及び国立民俗博物館

[本条新設 2020.5.26.]

第 16 条の 3（相当な調査の基準）

法第 35 条の 4 第 1 項において「大統領令で定める基準に該当する相当な調査」とは、次の各号の要件を全て満たす調査をいう。〈改正 2022.12.6.〉

一 法第 35 条の 4 により公表された著作物を利用しようとする文化施設が、その文化施設で保管している資料を通じて著作財産権者又はその居所に関する情報を確認すること

二 法第 55 条第 1 項による著作権登録簿を通じて当該著作物の著作財産権者又はその居所に関する情報を照会すること

三 補償金受領団体及び法第 105 条第 1 項本文により著作権信託管理業の許可を受けた者（以下「著作権信託管理業者」という。）に文化体育観光部令で定めるところにより著

作財産権者又はその居所に関する情報を照会すること

四 第 73 条第 2 項による権利者が不明の著作物等の権利者探し情報システム(以下「権利者探し情報システム」という。)を通じて著作財産権者又はその居所に関する情報を照会すること

五 「図書館法」第 3 条第 2 号による図書館資料及び同法第 20 条第 1 項第 3 号による国家書誌に関する情報を通じて著作財産権者又はその居所に関する情報を照会すること

六 「コンテンツ産業振興法」第 23 条によるコンテンツ識別体系を通じて著作財産権者又はその居所に関する情報を照会すること

七 国内の情報通信網情報検索道具を利用して著作財産権者又はその居所に関する情報を検索すること

八 創作者に関する情報を管理している団体（「公共機関の運営に関する法律」第 4 条による公共機関を含む。）として文化体育観光部長官が定めて告示する団体に、文化体育観光部令で定めるところにより著作財産権者やその居所に関する情報を照会すること

[本条新設 2020.5.26.]

第 16 条の 4（著作物の利用中断要求）

法第 35 条の 4 第 2 項により文化施設に著作物の利用を中断することを要求しようとする著作財産権者は、文化体育観光部令で定める著作物利用中断要求書（電子文書の要求書を含む）に、次の各号のいずれかに該当する疎明資料（電子文書を含む。）を添付して文化施設に提出しなければならない。

一 自己がその著作物の権利者で表示された著作権等の登録証の写本又はそれに相当する資料

二 自己の姓名や名称（以下「姓名等」という。）又は芸名・雅号・略称等（以下「異名」という。）として広く知られているものが表示されている著作物の写本又はそれに相当する資料

[本条新設 2020.5.26.]

第 16 条の 5（補償金決定申請及び決定手続）

(1)法第 35 条の 4 第 4 項により補償金決定を申請しようとする者は、文化体育観光部令で定める補償金決定申請書を文化体育観光部長官に提出しなければならない。

(2)文化体育観光部長官は、第 1 項による補償金決定申請を受けた場合、当該文化施設及び著作財産権者に 7 日以上 14 日以内の期間を定めて意見を提出する機会を与えなければならない。

(3)文化体育観光部長官は、第 1 項による補償金決定申請を受けた日から 2 ヶ月以内に補償金規模及び支給時期を決定しなければならない。ただし、やむを得ない事由により当該期間内に補償金の規模及び支給時期を決定できない場合には、2 ヶ月の範囲で 1 回のみその期間を延長することができる。

(4)文化体育観光部長官は、法第 35 条の 4 第 5 項により補償金の規模及び支給時期を決定した場合には、その内容を権利者探し情報システムに公告しなければならない。

[本条新設 2020.5.26.]

第 16 条の 6（著作物関連情報の掲示等）

(1)法第 35 条の 4 第 1 項により著作物を利用しようとする文化施設は、同条第 6 項により次の各号の事項を文化施設のインターネットホームページに掲示し、その内容を文化体育観光部長官に提出しなければならない。

- 一 著作物の題号及び公表年月日
- 二 著作者又は著作財産権者の姓名等又は異名
- 三 著作物を利用する文化施設の名称
- 四 著作物の利用方法・形態及び利用開始年月日

(2)法第 35 条の 4 第 1 項により著作物を利用しようとする文化施設は、同条第 6 項により利用する著作物の著作権及びその他法により保護される権利の侵害を防止するために、次の各号の措置をしなければならない。

- 一 文化施設を利用する者が閲覧する以外の方法では、著作物を利用できないようにする複製防止措置
- 二 文化施設を利用する者が閲覧する以外の方法で著作物を利用し、又はその内容を変更した場合、これを確認できる措置
- 三 著作物に第 1 号及び第 2 号の措置関連の警告文言の表示
- 四 法第 35 条の 4 第 3 項による補償金を算定するための措置
- 五 著作物の複製物に法第 35 条の 4 により著作物を利用するという内容の表示

[本条新設 2020.5.26.]

第 17 条（出所明示の方法）

文化体育観光部長官は、法第 37 条第 2 項の規定による著作物の利用状況に応じた合理的な出所明示方法に関する指針を定めて告示することができる。〈改正 2008.2.29.〉

第 18 条（相当な努力の基準）

(1)法第 50 条第 1 項にいう「大統領令で定める基準に該当する相当な努力」とは、次の各号の要件をすべて充足するものをいう。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2010.1.27.,2012.4.12.,2015.7.13.,2016.9.21.,2020.5.26.,2020.8.4.,2024.10.2.〉

- 一 法第 55 条第 7 項による著作権登録簿の閲覧又はその写本の発給申請を通じて当該著作物の著作財産権者又はその居所を照会すること
- 二 次の各目の区分に従った者に著作財産権者やその居所の照会のための確定日付ある文書を発送したにもかかわらず、不明であるとの回答を受け、又は文書を発送した日から 20 日を経過しても回答がないこと

ガ 当該著作物の属する分野の著作物を管理する著作権信託管理業者がいる場合：著作権信託管理業者

ナ 当該著作物の属する分野の著作物を管理する著作権信託管理業者がいない場合：次のいずれかに該当する者

1)法第 105 条第 1 項本文の規定による著作権代理仲介業の申告をした者（以下「著作権代理仲介業者」という。）

2)当該著作物に対する利用許諾を受けた事実のある利用者のうち 2 人以上

三 著作財産権者やその居所等の文化体育観光部令で定める事項を、次の各目のいずれかに公告をした日から 10 日を経過したこと

ガ 「新聞等の振興に関する法律」第 9 条第 1 項の規定によりその配布地域を全国として登録した一般日刊新聞

ナ 権利者探し情報システム

四 国内の情報通信網情報検索ツールを利用して著作財産権者またはその居所を検索すること

(2)法第 50 条により利用しようとする著作物が、法第 25 条第 10 項本文（法第 31 条第 6 項で準用する場合を含む。）による補償金分配公告をした日から 10 年が経過した未分配補償金関連著作物、その他著作財産権者又はその居所が明確でない著作物に該当し、文化体育観光部長官が当該著作物に対して、次の各号のすべての努力をした場合には、第 1 項各号の相当な努力のすべての要件を充足したものとみなす。〈新設 2012.4.12.,改正 2015.7.13., 2019.4.16,2020.8.4.,2025.9.9.〉

一 法第 55 条による著作権登録簿を通じた当該著作物の著作財産権者又はその居所の照会

二 第 52 条第 3 項の規定により著作権委託管理業者が報告した事項を通じた当該著作物の著作財産権者又はその居所の照会

三 権利者探し情報システムに著作財産権者やその居所等の文化体育観光部令で定める事項を公告した日から 2 ヶ月以上が過ぎたこと

第 19 条（著作物利用等の承認申請）

法第 50 条ないし第 52 条の規定により著作物の利用、放送又は音盤製作に関する承認を受けようとする者は、文化体育観光部令の定めるところに従い、著作物利用承認申請書を文化体育観光部長官に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

第 20 条（意見提出等）

(1)文化体育観光部長官は、第 19 条の規定による承認の申請を受けたときは、次の各号による措置をしなければならない。〈改正 2008.2.29.,2012.4.12.,2015.7.13.〉

一 法第 50 条の規定による著作財産権者が不明な著作物の利用承認申請の場合には、10 日間申請内容を権利者探し情報システムに公告すること

二 法第 51 条又は法第 52 条の規定による放送又は音盤製作の承認申請の場合には、当該著作財産権者又はその代理人に 7 日以上 30 日以内の期間を定めて意見を提出する機会を与えること

(2)第 1 項第 2 号の規定による意見提出の機会を与えるときは、7 日前に当該著作財産権者又はその代理人に書面で知らせなければならない、期間内に意見を提出しない場合には、意見提出の機会を放棄したものとみなす旨を明示しなければならない。

(3)法第 50 条第 3 項ただし書の規定により異議を提起しようとする著作財産権者は、異議申請書に次の各号の資料を添付して文化体育観光部長官に提出しなければならない。

〈改正 2008.2.29.、2009.7.22.、2020.5.26.〉

一 自己がその著作物の権利者と表示された著作権等の登録証写本又はこれに相当する資料

二 自己の姓名等又は異名として広く知られたものが表示されている著作物等の写本又はこれに相当する資料

第 21 条（承認の通知等）

(1)文化体育観光部長官は、法第 50 条ないし第 52 条の規定による承認をする場合には、その内容を申請人及び当該著作財産権者に知らせなければならない。この場合において、著作財産権者又はその居所を知ることができないときは、権利者探し情報システムに公告しなければならない。〈改正 2008.2.29.、2012.4.12.、2015.7.13.〉

(2)文化体育観光部長官は、法第 50 条第 1 項の規定による承認をした場合には、法第 50 条第 4 項の規定により次の各号に掲げる内容を権利者探し情報システムに 1 月以上掲示しなければならない。〈改正 2008.2.29.、2009.7.22.、2012.4.12.、2020.5.26.〉

一 著作物の題号及び公表年月日

二 著作者又は著作財産権者の姓名

三 利用承認を受けた者の姓名

四 著作物の利用承認条件（利用許諾期間及び補償金）

五 著作物の利用方法及び形態

第 22 条（承認申請の棄却）

(1)文化体育観光部長官は、第 19 条の規定による著作物利用等の承認申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを棄却する。〈改正 2008.2.29.〉

一 法第 50 条ないし第 52 条の規定による著作物利用の申請要件を備えていない場合

二 著作物利用の承認前に著作財産権者若しくはその居所が確認され、又は協議が成立した場合

三 著作財産権者が著作物の出版又はその他の利用に供されないよう著作物のすべての複製物を回収する場合

四 当該著作物によらなくてもその目的を達成することができるものと認められ、又は

著作財産権者が著作物の利用を許諾することのできないやむを得ない事由があると認められる場合

(2)文化体育観光部長官は、第1項により承認申請を棄却した場合には、その事由を明示して申請人及び著作財産権者に知らせなければならない。ただし、著作財産権者又はその居所を知ることができない場合には、申請人にのみ知らせる。〈改正 2008.2.29.〉

第23条（補償金の支給事実公告）

法第112条による韓国著作権委員会(以下「委員会」という。)は、法第50条第1項により補償金を支給された場合、その事実を文化体育観光部令で定めるところにより公告しなければならない。

[本条新設 2020.5.26.]

[従前の第23条は第23条の4に移動 〈2020.5.26.〉]

第23条の2（補償金の請求手続）

(1)法第50条第1項による補償金を受けようとする著作財産権者（以下「補償金請求人」という。）は、文化体育観光部令で定める補償金請求書に次の各号のいずれかに該当する立証資料を添付して委員会に提出しなければならない。

一 自己がその著作物の権利者として表示された著作権等の登録証の写本又はそれに相当する資料

二 自己の氏名等又は異名として広く知られているものが表示されている著作物の写本又はそれに相当する資料

(2)補償金請求人が二以上の著作物に対して法第50条第1項による補償金を請求しようとする場合には、一括して一つの請求書で提出することができる。

(3)委員会は、第1項により補償金請求書を受けたときは、遅滞なく補償金請求人が当該著作物の権利者であるかを確認するための調査をしなければならない。

(4)委員会は、第3項による調査のために補償金請求人に当該著作物の権利者であるかを確認するために必要な資料を要請することができる。

[本条新設 2020.5.26.]

第23条の3（未分配補償金の使用承認）

法第50条第6項による未分配補償金の使用承認に関しては、第8条を準用する。この場合、「補償金受領団体」は「韓国著作権委員会」で、「補償金分配公告日」は「補償金支給日」と読み替える。

[本条新設 2020.5.26.]

第23条の4（補償金の供託）

(1)法第50条ないし第52条の規定により補償金を供託することができる場合とは、次の

各号のとおりである。〈改正 2020.5.26.〉

一 削除 〈2020.5.26.〉

二 著作財産権者が補償金の受領を拒否し、又は受領することができない場合

三 当該著作財産権者の権利を目的とする質権が設定されている場合（著作財産権者が当該質権を有する者の承諾を得ている場合を除く。）

(2)第1項の規定による補償金の供託は、当該著作財産権者の住所が大韓国内にあるときは当該住所を管轄する供託所に、それ以外の場合には補償金を供託する者の住所を管轄する供託所にしなければならない。

(3)第1項の規定により補償金を供託した者は、その事実を供託物を受領すべき者に知らせなければならない。〈改正 2020.5.26.〉

(4) 削除 〈2020.5.26.〉

[第23条から移動 〈2020.5.26.〉]

第24条（登録事項）

法第53条第1項第4号にいう「大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。〈改正 2024.2.6.〉

一 二次的著作物の場合は、原著作物の題号及び著作者

二 著作物が公表された場合には、その著作物が公表された媒体に関する情報

三 登録権利者が2人以上の場合には、各自の持ち分に関する事項

四 業務上著作物である場合には、当該著作物の業務上作成に参加した者の姓名及び生年月日

第25条（申請主義）

(1)法第53条及び第54条の規定による登録は、この令に別段の定めのある場合を除き、申請又は嘱託によらなければならない。

(2)嘱託による登録手続については、申請による登録に関する規定を準用する。

第26条（登録申請）

(1)法第53条及び第54条の規定による登録をしようとする者は、文化体育観光部令の定めるところに従い、登録申請書を委員会に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2020.8.4.〉

(2)法第54条の規定による登録をする場合には、この令に別段の定めのある場合を除き、登録権利者と登録義務者が共同で申請しなければならない。ただし、申請書に登録義務者の承諾書を添付した場合には、登録権利者が単独で申請することができる。

(3)判決・相続その他の一般承継又は嘱託による登録は、登録権利者が単独で申請することができる。

(4)著作権信託管理業者が法第54条第1号により信託著作物を登録するときは、著作権

信託管理業者が単独で申請することができる。〈新設 2009.7.22.,改正 2016.9.21.〉

(5)登録名義人の表示を変更し又は訂正するための登録は、登録名義人が単独で申請することができる。〈改正 2009.7.22.〉

第 27 条（著作権登録簿記載等）

(1)法第 55 条第 1 項の規定による著作権登録簿（コンピュータプログラム著作物の場合にはコンピュータプログラム著作物登録簿をいう。以下同じ。）には、次の各号の事項を記載しなければならない。〈改正 2009.7.22.,2024.2.6.〉

一 登録番号

二 著作物の題号

三 著作者等の姓名

四 創作・公表及び発行の年月日

五 登録権利者の姓名及び住所

六 登録の内容

七 業務上著作物である場合には、当該著作物の業務上作成に参加した者の姓名及び生年月日

(2)著作権登録簿の書式その他必要な事項については、文化体育観光部令で定める。〈改正 2008.2.29.〉

第 27 条の 2（申請の返戻方法）

法第 55 条第 2 項の規定により、委員会は登録申請を返戻する場合には、その事由を明示した書面を作成して申請人に知らせなければならない。〈改正 2008.2.29.,2020.8.4.〉

[第 32 条から移動 〈2020.8.4.〉]

第 27 条の 3（登録申請返戻に対する異議申請）

法第 55 条第 3 項の規定により異議申請をしようとする者は、文化体育観光部令で定めるところにより異議申請書を委員会に提出しなければならない。

[本条新設 2020.8.4.]

第 27 条の 4（登録公報の発行等）

(1)委員会は、法第 55 条第 6 項の規定により 2 月に 1 回以上登録公報を発行し、又は登録公報の内容を委員会のインターネットホームページに掲示しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2020.8.4.〉

(2)第 1 項による登録公報には、第 27 条第 1 項各号の事項を記載しなければならない。

[第 33 条から移動 〈2020.8.4.〉]

第 27 条の 5（著作権登録簿の閲覧等）

法第 55 条第 7 項の規定により著作権登録簿を閲覧し又はその写本の発給を受けようとする者は、文化体育観光部令で定めるところに従い、申請書を委員会に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2020.8.4.〉

[題目改正 2020.8.4.]

[第 34 条から移動 〈2020.8.4.〉]

第 28 条（登録証の発給等）

(1)委員会は、登録申請を受けてこれを著作権登録簿に記載したときは、申請人に対し、文化体育観光部令で定めるところに従い、登録証を発給しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2020.8.4.〉

(2)紛失・滅失又は毀損により登録証の再発給を受けようとする者は、文化体育観光部令で定めるところにより登録証再発給申請書を委員会に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2020.8.4.〉

第 29 条 削除 〈2020.8.4.〉

第 30 条（登録事項の変更等）

(1)第 55 条の 3 第 1 項の規定により登録された事項について変更・更正・抹消登録又は抹消した登録の回復登録（以下本条において「変更登録等」という。）を申請しようとする場合には、文化体育観光部令で定めるところに従い、変更登録等申請書にこれを証明する書類を添付して委員会に提出しなければならない。〈改正 2020.8.4.〉

(2)委員会は、法第 55 条の 3 第 2 項により変更登録等申請を返戻しようとする場合には、その事由を明示した書面を申請人に送付しなければならない。〈新設 2020.8.4.〉

(3)法第 55 条の 3 第 3 項により異議申請をしようとする者は、文化体育観光部令で定めるところにより異議申請書を委員会に提出しなければならない。〈新設 2020.8.4.〉

(4)委員会は、第 1 項の規定による申請を受けたときは、その内容を著作権登録簿に記載した後、変更し、更正し又は抹消した登録の回復登録をした場合には、新しい登録証を申請人に発給し、抹消した場合にはその事実を申請人に通知しなければならない。〈新設 2009.7.22.,改正 2020.8.4.〉

第 31 条 削除 〈2020.8.4.〉

第 32 条

[従前の第 32 条は第 27 条の 2 に移動 〈2020.8.4.〉]

第 33 条

[従前の第 33 条は第 27 条の 4 に移動 〈2020.8.4.〉]

第 34 条

[従前の第 34 条は第 27 条の 5 に移動 (2020.8.4.)]

第 35 条 (電算情報処理システムによる登録)

第 24 条ないし第 27 条、第 27 条の 2 ないし第 27 条の 5、第 28 条及び第 30 条の規定による登録及びこれに関連する業務は、電算情報処理システムにより処理することができる。(改正 2009.7.22.,2020.8.4.)

[題目改正 2009.7.22.]

第 36 条 (認証機関の指定等)

(1)法第 56 条第 1 項の規定により認証機関として指定を受けることのできる機関は、次の各号のとおりである。(改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2012.4.12.,2020.5.26.)

- 一 委員会
 - 二 著作権信託管理業者
 - 三 その他文化体育観光部長官が認証業務を遂行する能力があると認めた法人又は団体
- (2)第 1 項の規定により認証機関として指定を受けようとする者は、次の各号の要件を備えなければならない。

- 一 認証業務の遂行に関連して利用者に与えた損害を賠償する能力を有すること
- 二 利用者の登録情報の管理及び認証書を生成・発給するための設備を備えていること
- 三 認証業務に関する施設及び装備を安全に運営するための保護設備を備えていること

(3)認証機関として指定を受けようとする者は、文化体育観光部令で定める認証機関指定申請書に、第 2 項各号の要件を備えたことを証明する書類及び次の各号の事項を含む認証業務規程を添付し、文化体育観光部長官に提出しなければならない。(改正 2008.2.29.)

- 一 認証の種類
- 二 認証基準
- 三 認証業務の遂行方法及び手続
- 四 認証役務の利用条件

(4)文化体育観光部長官は、認証機関を指定した場合には、文化体育観光部令で定めるところに従い、認証機関指定書を発給しなければならない。(改正 2008.2.29.)

(5)第 4 項の規定により指定を受けた認証機関が認証業務規程を変更する場合には、変更指定を受けなければならない。

(6)文化体育観光部長官は、認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。(改正 2008.2.29.)

- 一 第 1 項及び第 2 項の要件を備えなくなった場合
- 二 認証業務規程に違反して認証業務を処理した場合
- 三 正当な理由なく 1 年以上継続して認証業務を行わなかった場合

(7)文化体育観光部長官が認証機関を指定し又はその指定を取り消した場合には、これを官報に告示しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

第 37 条（認証手続等）

(1)法第 56 条の規定により認証を受けようとする者は、第 36 条第 7 項により告示された認証機関に、文化体育観光部令で定める認証申請書を提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

(2)認証機関は、第 1 項の規定により認証を申請した者が正当な権利者（正当な権利者から著作物等の利用許諾を受けた場合を含む。）であると認められるときは、これを認証しなければならない。

(3)認証機関が第 2 項の規定により認証したときは、文化体育観光部令で定める認証書を発給しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

(4)第 3 項の規定により認証書の発給を受けた者は、著作物に認証範囲と有効期間等を示す認証表示をすることができる。

(5)法第 56 条の規定による認証機関の認証及びこれに関連する業務は、電算情報処理システムで処理することができる。〈新設 2020.8.4.〉

(6)第 1 項ないし第 5 項の定めるものの他、認証の手続及び基準、認証表示又はその他認証業務に関して必要な細部的な事項は文化体育観光部長官が定めて告示する。〈改正 2008.2.29.,2020.8.4.〉

第 38 条（著作財産権者の表示）

法第 58 条第 3 項本文の規定による著作財産権者の表示に収録される事項は次の各号のとおりとする。〈改正 2008.12.3.,2010.1.27.,2012.4.12.,2020.8.4.〉

一 複製の対象が外国人の著作物である場合には、著作財産権者の姓名及び最初の発行年度の表示

二 複製の対象が大韓民国国民の著作物である場合には、第 1 号による表示及び著作財産権者の検認

三 排他的発行権者が複製権の譲渡を受けた場合には、その旨の表示

[題目改正 2012.4.12.]

第 38 条の 2（放送事業者の実演者に対する補償金関連調停申請）

法第 75 条第 4 項の規定による調停申請に関しては、第 61 条第 1 項及び第 2 項を準用する。この場合、「法第 114 条の 2 による紛争の調停」は、「法第 75 条第 4 項による調停」と読み替える。

[本条新設 2024.2.6.]

第 39 条（実演者に対するデジタル音声送信補償金関連協議期間）

法第 76 条第 3 項にいう「大統領令で定める期間」とは、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいう。

第 39 条の 2（プログラムの寄託）

(1)法第 101 条の 7 第 1 項にいう「大統領令で定める者」とは、委員会をいう。〈改正 2020.8.4.〉

(2)法第 101 条の 7 第 1 項の規定によるプログラムの寄託及びこれに関連する業務は、電算情報処理システムで処理することができる。〈新設 2020.8.4.〉

[本条新設 2009.7.22.]

[題目改正 2020.8.4.]

第 39 条の 3（標準的な技術措置）

法第 102 条第 1 項第 1 号ラ目でいう「大統領令で定める条件」とは、次の各号の条件をいう。

一 著作財産権者とオンラインサービス提供者の意見一致により開放的かつ自発的に定めること

二 合理的かつ非差別的な利用が可能であること

三 オンラインサービス提供者に相当な費用を課したり、オンラインサービス提供関連オンラインサービス提供者のシステム又は情報通信網に実質的な負担を与えないこと

[本条新設 2011.12.2.]

第 40 条（複製・伝送の中断要請）

法第 103 条第 1 項の規定によりオンラインサービス提供者（法第 102 条第 1 項第 1 号のオンラインサービス提供者は除く。以下、本条及び第 41 条ないし第 44 条の規定において同じ。）に複製・伝送の中断を要求しようとする者（以下「権利主張者」という。）は、文化体育観光部令で定める要請書（電子文書による要請書を含む。）に、次の各号のいずれかに該当する疎明資料（電子文書を含む。）を添付し、オンラインサービス提供者に提出しなければならない。ただし、権利主張者が著作権信託管理業者又は直近 1 年以内に反復的な侵害行為に対して権利者であることを疎明する資料を既に提出した事実がある場合には、要請書のみを提出することができる。〈改正 2008.2.29.,2011.6.30.,2011.12.2.〉

一 自己がその著作物等の権利者と表示された著作権等の登録証の写本又はそれに相当する資料

二 自己の姓名等又は異名として広く知られたものが表示されている著作物等の写本又はそれに相当する資料

(2)権利主張者は、正当な権利なく複製・伝送の中断を要求した場合、法第 103 条第 6 項により損害を賠償し、正当な権利がないことを知りながら故意に複製・伝送の中断を要求し、オンラインサービス提供者の業務を妨害した場合には法第 137 条第 1 項第 6 号の規定

により処罰を受けるという旨の陳述書を第1項による要求書に添付したときは、第1項各号のいずれかに該当する疎明資料（電子文書を含む。）を添付しないことができる。この場合、第1項各号のいずれかに該当する疎明資料（電子文書を含む。）を添付することが困難な正当な事由がなければならない。〈新設 2011.12.2.〉

第41条（複製・伝送の中断通知）

(1)法第103条第2項の規定により著作物等の複製・伝送を中断させたオンラインサービス提供者は、複製・伝送を中断させた日から3日以内に権利主張者及び複製・伝送者（複製・伝送者の場合は、法第102条第1項第3号のオンラインサービス提供者に限る。）に、文化体育観光部令で定める通知書（電子文書による通知書を含む。）に、権利主張者が提出した複製・伝送中断要請書（複製・伝送者に限り、電子文書を含む。）を添付して通報しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2011.6.30.,2020.8.4.〉

(2)オンラインサービス提供者は、複製・伝送者に第1項による通報をするとき、自己の複製・伝送が正当な権利によるものであることを疎明して複製・伝送の再開を要求することができることを知らせなければならない。

第42条（複製・伝送の再開要請）

法第103条第3項本文の規定により複製・伝送の再開を要求しようとする複製・伝送者は、オンラインサービス提供者から複製・伝送の中断の通報を受けた日から30日以内に、文化体育観光部令で定める再開要請書（電子文書による要請書を含む。）に、次の各号のいずれかに該当する疎明資料（電子文書を含む。）を添付し、オンラインサービス提供者に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2011.12.2.〉

一 自己がその著作物等の権利者と表示された著作権等の登録証の写本又はそれに相当する資料

二 自己の姓名等又は広く知られた異名が表示されている著作物等の写本又はそれに相当する資料

三 著作権等を有する者から適法に複製・伝送の許諾を受けた事実を証明する契約書写本又はそれに相当する資料

四 その著作物等の著作財産権の保護期間が終了した場合、その事実を確認できる資料

(2)複製・伝送の再開を要求する複製・伝送者は、正当な権利なく複製・転送の再開を要求した場合、法第103条第6項により損害を賠償し、正当な権利がないことを知りながら故意に複製・伝送の再開を要求することでオンラインサービス提供者の業務を妨害した場合、法第137条第1項第6号により処罰を受ける旨の陳述書を第1項による再開要請書に添付したときは、第1項各号のいずれかに該当する疎明資料(電子文書を含む。)を添付しないことができる。この場合、第1項各号のいずれかに該当する疎明資料（電子文書を含む。）を添付することが困難な正当な事由がなければならない。〈新設 2011.12.2.〉

第 43 条（複製・伝送の再開通知）

(1)第 42 条の規定により再開の要求を受けたオンラインサービス提供者は、複製・伝送の再開の要求を受けた日から 3 日以内に、複製・伝送者による複製・伝送が正当な権利によるものであるか否かを決定しなければならない。正当な権利によるものであると認められる場合には、複製・伝送の再開予定日を定めて文化体育観光部令で定める通報書（電子文書による通報書を含む。）を権利主張者に送付しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

(2)第 1 項の規定による再開予定日は、その複製・伝送の再開の要求を受けた日の 7 日以後 14 日までの期間内に属する日としなければならない。

第 44 条（受領人の指定と変更の公示）

オンラインサービス提供者が法第 103 条第 4 項の規定により受領人を指定（指定した受領人を変更して指定する場合を含む。）した場合には、その複製・伝送サービスを提供する自己の情報通信網に、何人も容易に知ることができるよう、受領人に関する次の各号の情報を表示しなければならない。

- 一 姓名及び所属部署名
- 二 電話番号・ファックス番号及び電子メールアドレス
- 三 郵便物を受領できる住所

第 44 条の 2（請求できる複製・送信者情報の範囲）

法第 103 条の 3 第 1 項の規定による必要最小限の情報は、次の各号の情報とする。

- 一 声明
- 二 住所
- 三 当該複製・送信者の電話番号・電子メール等の連絡先

[本条新設 2011.12.2.]

第 44 条の 3（情報提供請求の手続）

法第 103 条の 3 第 1 項の規定により当該複製・送信者の情報提供を命令してくれることを請求する権利主張者(以下「請求人」という。)は、次の各号の事項を記した文化体育観光部令で定める情報提供請求書に第 40 条第 1 項各号のいずれかに該当する説明資料（電子文書を含む。）を添付して文化体育観光部長官に提出しなければならない。

- 一 請求人の姓名、住所及び電話番号・電子メールアドレス等の連絡先
- 二 提起しようとする訴の種類及び趣旨
- 三 当該複製・送信者により侵害されたと主張する権利の種類及びその侵害事実
- 四 オンラインサービス提供者に複製・送信者の情報を要請したもの、これを提供できないという回答を受けるなど、オンラインサービス提供者がその情報の提供を拒否した事実

[本条新設 2011.12.2.]

第 44 条の 4 (情報提供の手続)

(1)法第 122 条の 6 の規定による著作権保護審議委員会は、法第 103 条の 3 第 2 項により文化体育観光部長官から審議の要請を受けた場合には、その要請を受けた日から 1 ヶ月以内に情報提供可否を審議し、その結果を遅滞なく文化体育観光部長官に通報しなければならない。ただし、やむを得ない事由でその期間内に審議をすることができない場合には、1 回に限ってその期間を延長することができる。〈改正 2016.9.21.〉

(2)文化体育観光部長官は、法第 103 条の 3 第 2 項によりオンラインサービス提供者に複製・送信者の情報を提出するよう命じる場合、文化体育観光部令で定める情報提供命令書を作成し、書面(電子文書を含む。)でオンラインサービス提供者に通知しなければならない。

(3)オンラインサービス提供者は、第 2 項の情報提供命令書を受けた日から 7 日以内に文化体育観光部令で定める情報提供書を文化体育観光部長官に提出しなければならない。文化体育観光部長官は当該情報を請求人に遅滞なく提供しなければならない。

(4)オンラインサービス提供者は、第 3 項により情報提供書を文化体育観光部長官に提出した場合、その事実を当該複製・送信者に遅滞なく知らせなければならない。

[本条新設 2011.12.2.]

第 45 条 (権利者の要請)

法第 104 条第 1 項の規定により権利者が当該著作物等の不法的な伝送を遮断する技術的な措置等の必要な措置を要請するには、文化体育観光部令で定める要請書 (電子文書による要請書を含む。)に、次の各号の資料 (電子文書を含む。)を添付し、特殊な類型のオンラインサービス提供者に提出しなければならない。ただし、権利者が著作権信託管理業者又は直近 1 年以内に反復的な侵害行為に対して権利者であることを疎明する資料を既に提出した事実がある場合には、第一号の資料を提出しないことができる。〈改正 2008.2.29.〉

一 権利者であることを疎明する次の各目のいずれかに該当する資料

ガ 自己がその著作物等の権利者と表示された著作権等の登録証の写本又はそれに相当する資料

ナ 自己の姓名等又は異名として広く知られたものが表示されている著作物等の写本又はそれに相当する資料

二 遮断を要請する著作物等を認識することのできる著作物の題号、それに相当する文字若しくは符号 (以下「題号等」という。)又は複製物等の資料

第 46 条 (不法的な伝送を遮断する技術的な措置等の必要な措置)

(1)法第 104 条第 1 項前段にいう「当該著作物等の不法的な伝送を遮断する技術的な措置等の必要な措置」とは、次の各号のすべての措置をいう。〈改正 2009.7.22.〉

- 一 著作物等の題号等と特徴を比較して著作物等を認識できる技術的な措置
- 二 第一号により認知した著作物等の不法的な送信を遮断するための検索制限措置及び送信制限措置

三 当該著作物等の不法的な伝送者を確認することができる場合には、その著作物等の伝送者に著作権侵害禁止等を要請する警告文言の発送

(2)第1項第1号及び第2号の措置は、権利者が要請すれば、直ちに履行しなければならない。

(3)文化体育観光部長官は、法第104条第4項により、同条第3項による技術的な措置等の必要な措置の履行有無を情報通信網を通じて確認する業務を、法第122条の2による韓国著作権保護院(以下「保護院」という。)に委託する。〈新設 2020.8.4.〉

第46条の2(技術的保護措置の無力化禁止に対する例外)

文化体育観光部長官は、法第104条の2第1項第8号の規定により技術的保護措置の無力化禁止に対する例外を定めて告示する場合には、あらかじめ著作物等の利用者を含む利害関係人の意見を聞き、委員会の審議を経なければならない。

[本条新設 2011.6.30.]

第47条(著作権信託管理業の許可申請等)

(1)法第105条第1項及び第2項の規定により著作権信託管理業の許可を受けようとする者は、文化体育観光部令で定める著作権信託管理業許可申請書(電子文書による申請書を含む。)に次の各号の事項を含む著作権信託管理業業務規程(電子文書を含む。)を添付し、文化体育観光部長官に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

- 一 著作権信託契約約款
- 二 著作物利用契約約款

(2)文化体育観光部長官は、著作権信託管理業を許可する場合には、文化体育観光部令で定める著作権信託管理業許可証を発給しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

(3) 削除 〈2020.8.4.〉

第48条(著作権代理仲介業の申告)

(1)法第105条第1項の規定により著作権代理仲介業の申告をしようとする者は、文化体育観光部令で定める著作権代理仲介業申告書(電子文書による申告書を含む。)に次の各号の事項を含む著作権代理仲介業業務規程(電子文書を含む。)を添付し、文化体育観光部長官に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.〉

- 一 著作権代理仲介契約約款
- 二 著作物利用契約約款

(2)第1項の規定による申告書を受けた文化体育観光部長官は、文化体育観光部令で定める著作権代理仲介業申告証を発給しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

(3) 削除〈2020.8.4.〉

第 49 条（使用料等の承認申請及び承認手続）

(1)著作権委託管理業者が法第 105 条第 9 項前段の規定により手数料及び使用料の料率又は金額の承認申請（変更申請を含む。以下同じ。）をする場合には、文化体育観光部長官に書面により承認申請をしなければならない。〈改正 2008.2.29.,2016.9.21.,2020.8.4.〉

(2)文化体育観光部長官は、第 1 項による承認申請を受けた場合には、法第 105 条第 9 項後段及び同条第 11 項により文化体育観光部インターネットホームページに 14 日以上その内容を公告して利害関係人の意見を収束しなければならない。〈新設 2016.9.21.,改正 2020.8.4.〉

(3)第 2 項の規定により公告された内容について意見がある者は、第 2 項による期間内に文化体育観光部長官に書面（電子文書を含む。）で意見を提出することができる。〈改正 2016.9.21.〉

(4)文化体育観光部長官は、第 1 項による承認申請を受けた場合、必要に応じて手数料及び使用料の料率又は金額の適正性・妥当性等について権利者、利用者又は専門家等の意見を聞くことができる。〈新設 2016.9.21.〉

(5)文化体育観光部長官は、法第 105 条第 10 項により第 3 項及び第 4 項による意見を添付して委員会に審議を要請しなければならない。〈新設 2016.9.21.,改正 2020.8.4.〉

(6)委員会は、第 5 項の規定により審議の要請を受けたときは、要請の日から 2 ヶ月以内に審議し、その結果を遅滞なく文化体育観光部長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により当該期間内に審議をすることができないときは、2 ヶ月の範囲内で 1 回に限り、その期間を延長することができる。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2016.9.21.〉

(7)文化体育観光部長官は、法第 105 条第 9 項前段により使用料の料率又は金額に関する承認（変更承認を含む。）をした場合には、同条第 11 項により承認の内容を文化体育観光部インターネットホームページに公告しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2016.9.21.,2020.8.4.〉

第 50 条（管理著作物等の目録作成）

法第 106 条第 1 項の規定による管理著作物等の目録には、次の各号の事項を記載しなければならない。〈改正 2019.7.2.〉

- 一 著作物等の題号
- 二 著作者、実演者、音盤製作者、放送事業者又はデータベース製作者の姓名等
- 三 創作又は公表年度、実演又は固定年度、製作年度

第 51 条（利用契約締結に必要な情報）

法第 106 条第 1 項及び第 2 項による著作物等の利用契約締結に必要な情報とは、次の

各号の情報をいう。〈改正 2020.5.26.〉

- 一 削除 〈2020.5.26.〉
- 二 当該著作物等の著作財産権者等との信託契約期間
- 三 使用料等の利用条件及び標準契約書

第 51 条の 2 (統合徴収)

(1)文化体育観光部長官は、法第 106 条第 3 項前段の規定により統合徴収を要求する場合には、統合徴収の業種・主体・対象・期間及び周期等を具体的に記載した書面にしなければならない。

(2)法第 106 条第 4 項にいう「大統領令で定める者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 法第 106 条第 3 項前段による著作権信託管理業者
- 二 法第 106 条第 3 項前段による補償金受領団体
- 三 「公共機関の運営に関する法律」による公共機関
- 四 その他、文化体育観光部長官が統合徴収業務を遂行するのに適していると認める法人、機関又は団体

(3)法第 106 条第 3 項及び第 4 項の規定により統合徴収をする者は、徴収周期ごとに徴収が終了した後 60 日以内に次の各号の事項が含まれた精算結果を、同条第 4 項により徴収業務を委託した著作権信託管理業者及び補償金受領団体に通知しなければならない。

- 一 総徴収額及び団体別徴収額
- 二 団体別徴収額の詳細内訳
- 三 団体別徴収額の算出根拠 (著作物の使用内訳を含む。)
- 四 決済の結果、支給しなければならない金額

(4)著作権信託管理業者及び補償金受領団体は、法第 106 条第 5 項により委託手数料を支給する場合には、法第 105 条第 8 項又はこの令第 4 条第 3 号による手数料から支給しなければならない。著作権財産権者又はその他の関係者から別途の委託手数料を受けてはならない。〈改正 2020.8.4.〉

(5)法第 106 条第 5 項の規定による委託手数料支給基準は、統合徴収した使用料及び補償金の範囲において、毎年著作権信託管理業者及び補償金受領団体と同条第 4 項により統合徴収業務を委託された者が合意して定める。〈改正 2023.12.12.〉

[本条新設 2016.9.21.]

第 51 条の 3 (運営の公開)

(1)著作権信託管理業者は、法第 106 条第 7 項の規定により毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、同項各号の事項を、次の各号の方法で主たる事務所に備え、インターネットホームページを通じて公開しなければならない。この場合、備え又は公開した事項が変更されたときは、遅滞なくその内容を反映しなければならない。

- 一 主たる事務所の中によく見える所に置くこと
- 二 インターネットホームページの第一画面または第一画面との接続画面を通じて資料を閲覧できるように公開すること

(2)法第 106 条第 7 項第 2 号において「役員報酬等の大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。〈改正 2025.9.9〉

- 一 役員個人の報酬と各種手当の種類別内訳
- 二 役員個人の業務推進費の執行内訳（執行目的・日付、対象人数、金額、執行方法などが執行件別に区分された内訳をいう。）
- 三 信託者の数及び信託管理する著作物等の現況
- 四 使用料の徴収及び分配現況
- 五 徴収年度別の未分配金の現況
- 六 予算執行状況

(3)法第 106 条第 7 項第 3 号の規定による決算書には、財務状態表、損益計算書、資本変動表及びキャッシュフロー表を添付しなければならない。

(4)法第 106 条第 7 項第 5 号において「大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

- 一 役員現況（役員の名簿及び任期を含む。）
- 二 理事会・総会案件及び議事録
- 三 法第 106 条の 2 の規定による利用許諾拒否に関する事項
- 四 法第 108 条第 3 項の規定による調査結果

[本条新設 2020.5.26.]

第 52 条（報告）

(1)法第 108 条第 1 項の規定により、著作権信託管理業者は文化体育観光部令で定めるところに従い、毎年、前年度の事業実績及び当該年度の事業計画を報告しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

(2)著作権代理仲介業者は、文化体育観光部令で定めるところに従い、毎年、前年度の事業実績を報告しなければならない。〈改正 2008.2.29.,〉

(3)法第 108 条第 1 項の規定により、著作権委託管理業者は、次の各号の事項を毎月末日を基準に作成し、翌月 10 日まで文化体育観光部長官に報告しなければならない。ただし、報告事項が前月と同じ場合には、その事項に限定して報告しないことができる。〈新設 2012.4.12.〉

- 一 第 50 条各号による管理著作物等の目録
- 二 信託管理、代理又は仲介する著作物等の権利情報
- 三 著作権委託管理業者の連絡先に関する情報

第 52 条の 2（調査）

(1)法第 108 条第 3 項の規定により著作権委託管理業者の事務及び財産状況を調査する公務員は、その権限を表示する証票を関係人に提示しなければならない。

(2)第 1 項による公務員は、必要な範囲で著作権委託管理業者の事務所に入入りして調査することができる。

(3)法第 108 条第 4 項の規定による公認会計士又は関係専門機関の調査に関しては、第 1 項及び第 2 項を準用する。この場合、「公務員」は「公認会計士または関係専門機関」と読み替える。

[本条新設 2020.5.26.]

第 53 条（業務停止の詳細基準）

法第 109 条第 1 項の規定による業務停止の詳細基準は、別表 2 のとおりである。

[全文改正 2016.9.21.]

第 54 条（課徴金の賦課及び納付）

(1)文化体育観光部長官は、法第 111 条第 1 項の規定により課徴金を賦課するためには、その違反事実と賦課金額等を書面に記載し、課徴金を納めるよう処分対象者に通知しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

(2)第 1 項の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日から 20 日以内に、文化体育観光部長官が定める収納機関に課徴金を納めなければならない。〈改正 2008.2.29.,2023.12.12.〉

(3)第 2 項の規定により課徴金を納められた収納機関は、その納付者に領収書を発給しなければならない。

(4)課徴金の収納機関は、第 2 項の規定により課徴金を納められたときは、遅滞なくその事実を文化体育観光部長官に通知しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

(5)文化体育観光部長官は、課徴金の賦課・徴収に関する事項を記録・管理しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

(6)法第 111 条第 1 項の規定による課徴金の賦課基準は別表 3 のとおりである。〈新設 2016.9.21.〉

第 55 条（課徴金の使用手続）

文化体育観光部長官は、法第 111 条第 4 項の規定により、毎年 10 月 31 日まで課徴金の使用用途及び方法等に関する運用計画を策定・施行しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

第 56 条（委員長と副委員長）

(1)委員会の委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。〈改正 2009.7.22.〉

(2)副委員長は、委員長を補佐し、委員長がやむを得ない事由により職務を遂行すること

ができないときは、委員長があらかじめ指定した副委員長がその職務を代行する。

第 57 条（会議召集及び議決定足数）

(1)委員会の委員長は、委員会を召集し、その議長となる。〈改正 2009.7.22.〉

(2)委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席で開議し、出席した委員の3分の2以上の賛成で議決する。〈改正 2009.7.22.〉

(3) 削除 〈2012.7.4.〉

第 57 条の 2（委員の除斥・忌避・回避）

(1)委員会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会の審議・調停・斡旋及び議決（以下「審議等」という。）で除斥する。〈改正 2016.9.21.〉

一 委員又はその配偶者又は配偶者であった者が当該案件の当事者（当事者が法人・団体等である場合には、その役員を含む。以下、この号及び第 2 号において同じ。）、又はその案件の当事者・共同権利者又は共同義務者である場合。

二 委員が当該案件の当事者と親族又は親族であった場合

三 委員が当該案件に対して証言、陳述、諮問、研究、役務又は鑑定をした場合

四 委員又は委員が属する法人・団体等が当該案件の当事者の代理人又は代理人であった場合

五 委員が当該案件の当事者の役員又は職員として在職し、又は在職した場合

六 委員が当該案件の原因となった処分や不作為に関与し、又は関与した場合

(2)当該案件の当事者は、委員に公正な審議等を期待することが難しい事情がある場合には、委員会に忌避申請をすることができ、委員会は議決によりこれを決定する。この場合、忌避申請の対象である委員はその議決に参加できない。

(3)委員が第 1 項各号による除斥事由に該当する場合には、自ら当該案件の審議等を回避しなければならない。

[本条新設 2012.7.4.]

第 57 条の 3（委員の解嘱）

文化体育観光部長官は、委員会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該委員を解嘱することができる。〈改正 2016.9.21.〉

一 心身障害により職務を遂行できなくなった場合

二 職務怠慢、品位損傷又はその他の事由により委員として適しないと認められる場合

三 第 57 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するにもかかわらず、回避しない場合

[本条新設 2012.7.4.]

第 58 条（委員の待遇等）

(1)委員長を除く委員会の委員は、非常勤とする。〈改正 2009.7.22.〉

(2)常勤委員には報酬を支給し、非常勤委員には予算の範囲内において業務の遂行に必要な実費を支給することができる。

(3)常勤委員は、その職務以外に営利を目的とする業務に従事することができず、文化体育観光部長官の承認がなければ、他の職務と兼務することができない。〈改正 2008.2.29.〉

第 59 条（分科委員会の構成及び運営）

法第 112 条の 2 第 5 項の規定による分科委員会の構成及び運営について必要な事項は、委員会の議決を経て委員会の委員長が定める。

[全文改正 2009.7.22.]

第 59 条の 2（斡旋）

(1)法第 113 条の 2 の規定により紛争に関する斡旋を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した斡旋申請書を委員会に提出しなければならない。

一 当事者の姓名及び住所（代理人がいる場合はその代理人の姓名及び住所を含む。）

二 申請の趣旨及び理由

三 前項の規定による斡旋の手続等に関して必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。

[本条新設 2009.7.22.]

第 60 条（調停部の構成及び運営）

法第 114 条の規定による調停部は、3 名の委員から構成する。ただし、調停申立金額が 500 万ウォン以下の事件については、委員会の委員長が指定する 1 名の委員が調停業務を遂行することができる。〈改正 2009.7.22.〉

第 61 条（調停の手続等）

(1)法第 114 条の 2 の規定による紛争の調停を申請しようとする者は、委員会の定めるところに従い、調停申請書を委員会に提出しなければならない。〈改正 2009.7.22.〉

(2)第 1 項の規定により調停を申請する者は、調停費用の一部をあらかじめ納付し、調停が成立したときは、各当事者がその余の調停費用を納付しなければならない。この場合において、調停費用の納付手続については、委員会の議決を経て委員会の委員長が定める
〈新設 2009.7.22.〉

(3)委員長は、第 1 項の規定による調停申請を受けたときは、調停部を指定し、調停申請書を調停部に回付しなければならない。〈改正 2009.7.22.〉

(4)調停部は、調停案を作成して当事者に提示しなければならない。ただし、調停が成立しないことが明白な場合には、この限りでない。〈改正 2009.7.22.〉

(5)調停部は、調停申請のあった日から 3 ヶ月以内に調停を行わなければならない。ただし、特別な事由のあるときは、両当事者の同意を得て、1 ヶ月の範囲内において 1 回に限

り、その期間を延長することができる。〈改正 2009.7.22.〉

(6)法第 119 条第 1 項第 2 号の規定による鑑定が実施される場合、鑑定期間は第 5 項の調停期間に算入しない。〈新設 2009.7.22.〉

第 62 条（出席の要求等）

(1)委員会は、紛争の調停のために必要な場合には、当事者、その代理人若しくは利害関係人の出席を要求し、又は関係書類の提出を要求することができる。〈改正 2009.7.22.〉

(2)第 1 項の規定による出席を要求するためには、7 日前に当事者、その代理人又は利害関係人に書面により知らせなければならない。

(3)委員会は、調停当事者以外の者が委員会の出席要求に応じて出席した場合には、手当及び旅費等の実費を支給することができる。〈改正 2009.7.22.〉

(4)委員会は、調停に関する調書及び関係記録を管理・保存しなければならない。〈改正 2009.7.22.〉

第 63 条（調停の不成立）

(1)次の各号のいずれかに該当する場合は、調停は成立しなかったものとみなす。〈改正 2009.7.22.,2020.8.4.〉

一 削除 〈2020.8.4.〉

二 調停の申立のあった日から第 61 条第 5 項に規定する期間が経過した場合

三 当事者間において合意が成立しなかった場合

四 法第 117 条第 4 項前段により異議申請をする場合

(2)第 1 項の規定により調停が成立しなかった場合には、その事由を調書に記載しなければならない。

第 64 条（鑑定手続及び方法等）

(1)法第 119 条第 1 項の規定により鑑定を要請しようとする者は、次の各号の資料を委員会に提出しなければならない。〈改正 2009.7.22.〉

一 鑑定対象著作物の原本又は写本

二 侵害に関する鑑定要請の場合には、関連著作物の類似性を比較できる資料

三 その他委員会が鑑定に必要と判断して要請する資料

(2)委員会は、鑑定をするためには、鑑定専門委員会を構成し、公正かつ客観的に処理しなければならない。〈改正 2009.7.22.〉

(3)鑑定専門委員会には、専門的な鑑定のために、常任専門委員をおくことができる。

(4)鑑定専門委員会の構成及び鑑定の手続等に関して必要な事項は委員会が定める。〈改正 2009.7.22.〉

第 65 条（委員会の組織及び運営等）

委員会の組織及び運営等について必要な事項は、委員会の議決を経て委員会の委員長が定める。ただし、その組織・定員及び報酬に関する事項は、文化体育観光部長官の承認を得なければならない。

[全文改正 2009.7.22.]

第 66 条（著作権情報センターの組織及び運営等）

(1)法第 120 条の規定による著作権情報センターには、著作権情報提供等のための著作権取引所並びに権利管理情報、著作権保護及び流通支援のための技術委員会をおくことができる。

(2)著作権情報センターは次の各号の業務を遂行する。

- 一 著作物権利管理情報の体系的な樹立・管理・活用のための統合管理体系の構築及び運営
- 二 著作物及び権利者を識別することのできる統合著作権番号体系の開発、管理及び普及
- 三 技術的保護措置の標準化に関する研究
- 四 技術的保護措置の標準履行に対する評価及びそのための標準評価道具の開発
- 五 著作権情報技術に関する調査・研究

[全文改正 2009.7.22.]

第 67 条（予算及び決算等）

(1)委員会及び保護院は、毎事業年度の終了前まで、翌事業年度の事業計画書及び予算案を作成し、文化体育観光部長官に提出して承認を得なければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2016. 9.21.,2020.8.4.〉

(2)委員会及び保護院は、事業年度ごとに事業実績書及び決算書を作成し、その事業年度の終了後 60 日以内に文化体育観光部長官に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2016.9.21.〉

(3)文化体育観光部長官は、必要と認めるときは、委員会及び保護院にその業務に関する報告をさせ、又は関係資料を提出させることができる。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2016.9.21.〉

67 条の 2（著作権保護審議委員会の構成と運営）

(1) 削除 〈2020.5.26.〉

(2)法第 122 条の 6 の規定による著作権保護審議委員会（以下「審議委員会」という。）の委員長は審議委員会を代表し、その業務を総括する。〈改正 2020.5.26.〉

(3)審議委員会の委員には、予算の範囲で業務の遂行に必要な実費を支給することができる。

(4)この令で規定した事項の他、審議委員会の構成と運営に必要な細部事項は、審議委員

会の議決を経て審議委員会の委員長が定める。

[本条新設 2016.9.21.]

第 67 条の 3 (審議委員会の会議)

(1)審議委員会の委員長は審議委員会を招集し、その議長となる。

(2)審議委員会の会議は、在籍委員過半数の出席で開議し、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成で議決する。

[本条新設 2016.9.21.]

第 67 条の 4 (審議委員会委員の除斥・忌避・回避)

(1)審議委員会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会の審議・議決する。

一 委員又はその配偶者又は配偶者であった者が当該案件の当事者（当事者が法人・団体等である場合には、その役員を含む。以下、この号及び第 2 号で同じ。）又はその案件の当事者・共同権利者又は共同義務者である場合

二 委員が当該案件の当事者と親族又は親族であった場合

三 委員が当該案件に対して証言、陳述、諮問、研究、役務又は鑑定をした場合

四 委員又は委員が属する法人・団体等が当該案件の当事者の代理人又は代理人であった場合

五 委員が当該案件の当事者の役員又は職員として在職し、又は在職した場合

六 委員が当該案件の原因となった処分や不作為に関与し、関与した場合

(2)当該案件の当事者は、審議委員会の委員に公正な審議・議決を期待することが難しい事情がある場合には、審議委員会に忌避申請をすることができ、審議委員会は議決でこれを決定する。この場合、忌避申請の対象である委員はその議決に参加できない。

(3)審議委員会の委員が第 1 項各号による除斥事由に該当する場合には、自ら当該案件の審議・議決から回避しなければならない。

[本条新設 2016.9.21.]

第 67 条の 5 (審議委員会委員の解嘱)

文化体育観光部長官は、審議委員会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該委員を解嘱することができる。

一 心身障害により職務を遂行できなくなった場合

二 職務に関連する非違事実がある場合

三 職務怠慢、品位損傷又はその他の事由により委員として適しないと認められる場合

四 第 67 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当するにもかかわらず、回避しない場合

五 委員自らが職務を遂行することが困難であるという意思を表明した場合

[本条新設 2016.9.21.]

第 68 条（業務の委託）

(1)文化体育観光部長官は、法第 130 条の規定により、次の各号の業務を委員会に委託する。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.,2012.4.12.,2020.5.26.,2020.8.4.,2024.2.6.〉

- 一 法第 35 条の 4 第 4 項による補償金決定申請の受付及び同条第 5 項による補償金の決定・通報
- 二 法第 50 条ないし第 52 条の規定による著作物利用の承認及び補償金の基準決定
- 三 法第 105 条第 3 項及び第 4 項の規定による著作権代理仲介業の申告及び変更申告の受付
- 三の二 法第 108 条第 1 項の規定による著作権委託管理業者の報告事項の受付及び処理
- 四 法第 134 条の規定による健全な著作物利用環境造成事業のうち第 73 条第 1 項第 6 号による著作物等の権利者探し事業及び同条第 2 項による権利者探し情報システムの構築・運営
- 五 第 18 条第 2 項各号の規定による著作物の著作権者又はその居所を探すための努力の履行

(2) 削除 〈2020.8.4.〉

(3)文化体育観光部長官は、法第 130 条の規定により、法第 135 条第 1 項の規定による著作権者等の権利の寄贈を受けることに関する業務を同条第 2 項の規定により指定を受けた団体に委託する。〈改正 2008.2.29.〉

第 69 条（回収・廃棄・削除の方法及び方法）

(1)法第 133 条第 1 項の規定により回収・廃棄・削除をする関係公務員は、その権限を表示する証票を携行し、これを関係人に提示しなければならない。〈改正 2009.7.22.〉

(2)関係公務員は、法第 133 条第 1 項の規定により複製物等を回収・廃棄・削除した場合には、その所有者又は占有者に対し、文化体育観光部令で定めるところに従って回収確認証を交付し、回収・廃棄・削除台帳にその内容を記録しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.〉

(3)回収した不法複製物等は、当事者が異議を提起しなければ、回収の日から 3 ヶ月を経過すれば廃棄することができる。ただし、著作物等の技術的保護措置を無力化するために製作された機器・装置及びプログラムは、回収の日から 6 ヶ月を経過してから廃棄することができる。

[題目改正 2009.7.22.]

第 70 条（回収・廃棄・削除業務の委託等）

(1)文化体育観光部長官は、法第 133 条第 2 項の規定により、回収・廃棄業務を次の各号の団体に委託することができる。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.2016.9.21.〉

- 一 保護院

二 削除〈2016.9.21.〉

三 その他、不法複製物等の回収・廃棄・削除業務を遂行する能力並びに資格を有すると文化体育観光部長官が認める法人又は団体

(2)第1項の規定により回収・廃棄・削除業務を行う機関の職員は、回収・廃棄・削除業務を行うとき、文化体育観光部令で定める証票を携行し、関係人に提示しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.〉

[題目改正 2009.7.22..]

第71条（回収・廃棄・削除のための協力要請等）

法第133条第3項にいう「関連団体」とは、次の各号の団体をいう。〈改正 2009.7.22.〉

- 一 著作権信託管理業者
- 二 著作権信託管理業者を主たる構成員とする団体
- 三 著作物等の創作及び産業振興を目的として設立された法人又は団体

[題目改正 2009.7.22..]

第72条（情報通信網を通じた不法複製物の削除命令等の審議手続及び方法）

審議委員会は、法第133条の2第1項の規定により文化体育観光部長官から審議要請を受けたときは要請の日から7日以内に、同条第2項及び第4項の規定により文化体育観光部長官から審議要請を受けたときは要請の日から14日以内に審議し、その結果を遅滞なく文化体育観光部長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりその期間内に審議をすることができないときは、2回に限りその期間を延長することができる。

[全文改正 2009.7.22.]

第72条の2（警告又は削除等の命令の手続及び方法）

文化体育観光部長官は、法第133条の2第1項の規定によりオンラインサービス提供者に不法複製物等の複製・伝送者に対する警告又は不法複製物等の削除・伝送中断を命ずるためには、文化体育観光部令で定める命令書を作成し、書面（電子文書を含む。以下同じ）で通知しなければならない。

[本条新設 2009.7.22.]

第72条の3（アカウント停止命令の手続及び方法）

(1)審議委員会が法第133条の2第2項の規定により審議をするときは、次の各号の事項を考慮しなければならない。〈改正 2016.9.21.〉

- 一 当該複製・伝送者の常習性
- 二 当該複製・伝送者が複製・伝送した量

三 掲示した不法複製物等の種類及び市場における代替可能性

四 不法複製物等が著作物等の流通秩序に及ぼす影響

(2)文化体育観光部長官は、法第 133 条の 2 第 2 項の規定によりオンラインサービス提供者に当該不法複製物等の複製・伝送者のアカウントを停止することを命ずるためには、次の各号の事項を記載した命令書を作成し、書面で通知しなければならない。

一 複製・伝送者のアカウント

二 法第 133 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による警告を 3 回以上受けた事実

三 法第 133 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による警告を 3 回以上受けた後に不法複製物等を伝送した事実

四 停止期間

(3)法第 133 条の 2 第 2 項の規定による複製・伝送者のアカウント停止期間は、次の各号のとおりとする。

一 1 回目の停止の場合には 1 ヶ月未満

二 2 回目の停止の場合には 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満

三 3 回目以上の停止の場合には 3 ヶ月以上 6 ヶ月以内

(4)第 2 項の命令書を受けたオンラインサービス提供者は、遅滞なく法第 133 条の第 3 項により、当該複製・伝送者に対し、第 2 項各号の事項を記載した書面で通知しなければならない。

[本条新設 2009.7.22.]

第 72 条の 4 (掲示板サービス停止命令の手續及び方法)

(1)審議委員会が、法第 133 条の 2 第 4 項の規定により審議をするときは、次の各号の事項を考慮しなければならない。〈改正 2016.9.21.〉

一 当該掲示板の営利性

二 当該掲示板の開設趣旨

三 当該掲示板の機能及び利用方法

四 当該掲示板の利用者数

五 不法複製物等が占める比率

六 掲示された不法複製物等の種類及び市場における代替可能性

七 当該掲示板の不法複製物等の遮断努力の程度

八 不法複製物等の掲示又は利用に便宜を提供する程度

(2)文化体育観光部長官は、法第 133 条の 2 第 4 項の規定によりオンラインサービス提供者に当該掲示板のサービスを停止することを命ずるためには、次の各号の事項を記載した命令書を作成し、書面で通知しなければならない。

一 停止の対象となる掲示板

二 法第 113 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による命令を 3 回以上受けた事実

三 違法行為の内容

四 停止期間

(3)法第 133 条の 2 第 4 項の規定による当該掲示板の停止期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 1 回目の停止の場合には 1 ヶ月未満
- 二 2 回目の停止の場合には 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満
- 三 3 回目以上の停止の場合には 3 ヶ月以上 6 ヶ月以内

(4)法第 133 条の 2 第 5 項の規定によりオンラインサービス提供者が掲示板停止の事実を掲示するときは、第 2 項各号の事項を記載して当該掲示板の利用者が容易に知るようにならなければならない。

[本条新設 2009.7.22.]

第 72 条の 5 (措置結果通報の手続及び方法)

オンラインサービス提供者は、法第 133 条の 2 第 6 項の規定により、文化体育観光部令で定める措置結果通報書に次の各号の事項を記載し、文化体育観光部長官に提出しなければならない。

- 一 命令に従って措置した内容
- 二 複製・伝送者を特定できる情報（法第 133 条の 2 第 4 項の規定による命令の場合を除く。）
- 三 命令の履行日

[本条新設 2009.7.22.]

第 72 条の 6 (是正勧告手続等)

(1)審議委員会は、法第 133 条の 3 第 1 項の規定により保護院から審議要請を受けた場合には、次の各号の区分による期間内に審議し、その結果を遅滞なく保護院に通報しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりその期間内に審議することができない場合には、2 回に限ってその期間を延長することができる。〈新設 2016.9.21.〉

- 一 法第 133 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の場合：要請日から 7 日
- 二 法第 133 条の 3 第 1 項第 3 号の場合：要請日から 14 日

(2)保護院は、法第 133 条の 3 第 1 項の規定による是正勧告をするためには、次の各号の事項を記載し、書面によりしなければならない。〈改正 2016.9.21.〉

- 一 違法行為の内容
- 二 勧告事項
- 三 是正期限
- 四 是正勧告受諾拒否時の措置

(3)第 2 項の規定による是正勧告の通知を受けたオンラインサービス提供者は、次の各号の事項を記載し、委員会に書面により措置結果を通報しなければならない。〈改正 2016.9.21.〉

- 一 是正勧告に従って措置した内容
- 二 是正勧告の履行日
- 三 是正勧告の受諾を拒否する場合にはその事由

(4)審議委員会が法第 133 条の 3 第 1 項第 3 号を審議するときは、第 72 条の 3 第 1 項の事項を考慮しなければならない。〈改正 2016.9.21.〉

[本条新設 2009.7.22.]

第 73 条（著作物の公正な利用のための事業）

法第 134 条第 1 項にいう「著作物の公正な利用を図るために必要な事業」とは、次の各号の事業をいう。〈改正 2009.7.22.,2012.4.12.〉

- 一 保護期間が終了した著作物等に対する情報提供等のために必要な事業
- 二 公共機関の著作物の共同活用体系の構築事業
- 三 標準契約書の開発等の利用許諾制度改善のための事業
- 四 著作物の公正利用基準を設けるための指針の制定及び勸奨事業
- 五 著作物等に対する利用許諾表示制度の活性化事業
- 六 権利者が不明である著作物等の利用活性化のための著作物等の権利者探し事業
- 七 その他文化体育観光部長官が著作物の公正な利用のために必要と認める事業

(2)文化体育観光部長官は、第 1 項第 6 号の規定による事業を効率的に遂行するために、権利者が不明な著作物等の権利者探し情報システムを構築・運営することができる。〈新設 2012.4.12.〉

[題目改正 2009.7.22.]

第 74 条 削除 〈2009.7.22.〉

第 75 条（寄贈手続）

(1)法第 135 条第 1 項の規定により著作財産権等を寄贈しようとする者は、文化体育観光部令で定める著作財産権等の寄贈誓約書及び寄贈著作物等の複製物を文化体育観光部長官に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

(2)第 1 項の規定により寄贈を受けた文化体育観光部長官は、寄贈著作物等の題号及び寄贈者の姓名等を文化体育観光部令で定めるところに従って管理台帳に記載し、文化体育観光部インターネットホームページに掲示しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.〉

第 76 条（管理団体の指定等）

(1)法第 135 条第 2 項の規定により著作財産権等を管理する団体として指定を受けることのできる団体（以下「管理団体」という。）は、次の各号のとおりとする。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.〉

- 一 委員会
- 二 著作権信託管理業者
- 三 著作権信託管理業者を主たる構成員とする団体
- 四 その他、寄贈された著作財産権等の管理業務を遂行する能力を有すると文化体育観光部長官が認める法人又は団体

(2)第1項の規定により管理団体として指定を受けようとする者は、文化体育観光部令で定める指定申請書に次の各号の書類を添付し、文化体育観光部長官に提出しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

- 一 寄贈された著作財産権等の管理計画書
- 二 寄贈された著作財産権等の利用許諾手続及び活性化計画を記載した書類

(3)第2項の規定により申請書を受理した文化体育観光部長官が管理団体を指定するときは、文化体育観光部令で定めるところに従い、管理団体指定書を発給しなければならない。〈改正 2008.2.29.,2009.7.22.〉

(4)文化体育観光部長官は、管理団体が次の各号のいずれかに該当する場合にはその指定を取り消すことができる。〈改正 2008.2.29.〉

- 一 第1項の規定による資格を備えなかった場合
- 二 法第135条第3項の規定に違背した場合

(5)文化体育観光部長官は、管理団体を指定し又はその指定を取り消す場合には、その事実を官報に告示しなければならない。〈改正 2008.2.29.〉

(6)寄贈された著作財産権等の管理業務に関連してその他の必要な事項は、文化体育観光部長官が定めて告示する。〈改正 2008.2.29.〉

第76条の2（固有識別情報の処理）

(1)文化体育観光部長官(第68条により文化体育観光部長官の業務を委託された者を含む。)は、次の各号の事務を遂行するために避けられない場合、「個人情報保護法施行令」第19条第1号又は第4号の規定による住民登録番号又は外国人登録番号を含む資料を処理することができる。

一 法第50条ないし第52条の規定（法第89条で準用する場合を含む。）による著作物の利用承認に関する事務

二 削除〈2020.8.4.〉

三 法第103条の3の規定による情報提供請求に関する事務

四 法第105条の規定による著作権信託管理業の許可及び著作権代理仲介業の申告に関する事務

(2)委員会は、次の各号の事務を遂行するために避けられない場合、「個人情報保護法施行令」第19条第1号又は第4号の規定による住民登録番号又は外国人登録番号を含む資料を処理することができる。〈新設 2020.8.4.〉

一 法第53条ないし第55条及び第55条の3の規定（法第90条及び第98条で準用す

る場合を含む。)による著作権登録等に関する事務

二 法第 101 条の 7 によるプログラムの寄託に関する事務

(3)法第 56 条の規定により指定された認証機関は、認証業務を遂行するために避けられない場合、「個人情報保護法施行令」第 19 条第 1 号又は第 4 号の規定による住民登録番号又は外国人登録番号を含む資料を処理することができる。〈改正 2020.8.4〉

[本条新設 2014.11.4.]

第 76 条の 3 (規制の再検討)

(1)文化体育観光部長官は、第 16 条の 2 の規定による文化施設の範囲に対して、2022 年 1 月 1 日を基準に 5 年ごとに (毎 5 年となる年の 1 月 1 日前までをいう。)その妥当性を検討し、改善等の措置をしなければならない。〈新設 2022.3.8.〉

(2)文化体育観光部長官は、第 38 条の規定による著作財産権者の表示に収録される事項について、2017 年 1 月 1 日を基準に 3 年ごとに(毎 3 年となる年の 1 月 1 日前までをいう。)その妥当性を検討し、改善等の措置をしなければならない。〈改正 2016..12.30.,2022.3.8.〉

[本条新設 2014.11.4.]

第 77 条 (過怠料の賦課基準)

(1)法第 142 条第 1 項の規定による過怠料の賦課基準は、別表 4 のとおりである。

(2)法第 142 条第 2 項・第 3 項の規定による過怠料の賦課基準は、別表 5 のとおりである。〈改正 2025.9.9.〉

[全文改正 2016.9.21.]

附則

附則 〈大統領令第 12194 号 1987.7.1.〉

この令は、1987 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項、第 9 条の改正規定は、世界著作権協約が我が国において発効する日から施行する。

附則 〈大統領令第 12895 号 1990.1.3.〉 (文化庁職制)

第 1 条 (施行日)

この令は、公布した日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条 (他の法令の改正)

(1)ないし 〈60〉 省略

〈61〉 著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第3条第3号、第4条第4号、第5条第2号、第6条本文・同条第3号、第7条第1項・第2項、第8条第1項、第9条第1項・第2項、第10条、第12条、第13条第3項・第4項、第14条第1項本文・同条第5号・第2項、第16条、第19条、第20条第1項、第21条、第23条第1項・第2項、第24条本文・同条第4号、第26条第1項・第2項、第27条第1項・第2項、第29条第1項・第2項、第30条第2項、第37条第7項、第38条第2項、第39条第2項及び第40条第1項・第2項のうち「文化公報部長官」とあるのは、それぞれ「文化部長官」とし、第7条第1項、第13条第4項、第16条、第18条、第21条、第30条第1項及び第40条のうち「文化公報部令」とあるのは、それぞれ「文化部令」とする。

〈62〉 ないし 〈64〉 省略

附則〈大統領令第13173号1990.12.1.〉(障害人福祉法施行令)

第1条(施行日)

この令は、公布した日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条(他の法令の改正)

(1)ないし(8) 省略

(9)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第4条第1号のうち「心身障害者福祉法」とあるのは、「障害人福祉法」とし、同条同号ガ目及び同条第3号・第4号のうち「視覚障害者」とあるのは、それぞれ「視覚障害人」とし、同条第1号ダ目のうち「心身障害者」とあるのは、それぞれ「障害人」とし、同条同号目目及び同条第2号のうち「視覚障害者を」とあるのは、それぞれ「視覚障害人を」とする。

(10)ないし(24) 省略

第3条ないし第4条 省略

附則〈大統領令第13342号1991.4.8.〉(図書館振興法施行令)

第1条(施行日)

この令は、1991年4月9日から施行する。

第2条ないし第7条 省略

第8条(他の法令の改正)

(1) 省略

(2)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第3条第1号のうち「図書館法」とあるのは、「図書館振興法」とする。

附則〈大統領令第13633号1992.4.25.〉

この令は、公布した日から施行する。

附則〈大統領令第 13869 号 1993.3.6.〉（文化体育部及びその所属機関職制）

第 1 条（施行日）

この令は、公布した日から施行する。

第 2 条及び第 3 条 省略

第 4 条（他の法令の改正）

（1）ないし〈58〉 省略

〈59〉 著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 3 条第 3 号、第 4 条第 4 号、第 5 条第 2 号、第 6 条本文・同条第 3 号、第 8 条第 1 項本文、第 9 条第 1 項本文・同条第 2 項、第 10 条本文、第 12 条、第 14 条第 1 項本文・同条第 5 号・同条第 2 項本文、第 19 条、第 20 条第 1 項、第 23 条第 1 項本文・同条第 2 項、第 24 条本文・同条第 4 号、第 26 条第 1 項・第 2 項、第 27 条第 1 項本文・同条第 2 項、第 29 条第 1 項本文・同条第 2 項、第 35 条第 3 項、第 38 条第 2 項及び第 39 条第 2 項ただし書のうち「文化部長官」とあるのは、それぞれ「文化体育部長官」とする。

第 7 条第 1 項のうち「文化部長官」とあるのは、「文化体育部長官」とし、「文化部令」とあるのは、「文化体育部令」とし、同条第 2 項のうち「文化部長官」とあるのは、「文化体育部長官」とする。

第 13 条第 3 項のうち「文化部長官」とあるのは、「文化体育部長官」とし、同条第 4 項のうち「文化部令」とあるのは、「文化体育部令」とし、「文化部長官」とあるのは、「文化体育部長官」とする。

第 16 条及び第 21 条のうち「文化部令」とあるのは、それぞれ「文化体育部令」とし、「文化部長官」とあるのは、それぞれ「文化体育部長官」とする。

第 18 条及び第 41 条のうち「文化部令」とあるのは、それぞれ「文化体育部令」とする。

第 30 条第 1 項のうち「文化部令」とあるのは、「文化体育部令」とし、同条第 2 項本文のうち「文化部長官」とあるのは、「文化体育部長官」とする。

〈60〉 ないし〈70〉 省略

附則〈大統領令第 14304 号 1994.6.30.〉

（1）（施行日） この令は、1994 年 7 月 1 日から施行する。

（2）（著作権委託管理業の申告に関する経過措置） この令の施行当時において、従前の規定により代理又は仲介のみを行う著作権委託管理業の許可を受けた者は、この令により代理又は仲介のみを行う著作権委託管理業を申告したものとみなす。

附則〈大統領令第 14339 号 1994.7.23.〉（図書館及び読書振興法施行令）

第 1 条（施行日）

この令は、1994 年 7 月 25 日から施行する。

第2条ないし第6条 省略

第7条 (他の法令の改正)

(1)ないし(6) 省略

(7)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第3条第1号のうち「図書館振興法」とあるのは、「図書館及び読書振興法」とする。

第8条 省略

附則〈大統領令第14395号1994.10.4.〉(特殊教育振興法施行令)

第1条(施行日)

この令は、公布した日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法令の改正)

(1) 省略

(2)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第4条第1号ナ目を次のとおり改正する。

ナ 点字図書館

附則〈大統領令第14438号1994.12.23.〉(財政経済院及びその所属機関職制)

第1条(施行日)

この令は、公布した日から施行する。

第2条ないし第4条 省略

第5条(他の法令の改正)

(1)ないし〈321〉 省略

〈322〉 著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第30条第2項のうち「経済企画院長官」とあるのは、「財政経済院長官」とする。

〈323〉 ないし〈327〉 省略

附則〈大統領令第15081号1996.6.29.〉

この令は、1996年7月1日から施行する。

附則〈大統領令第15598号1997.12.31.〉(行政手続法の施行に伴う関税法施行令等の改正)

この令は、1998年1月1日から施行する。

附則〈大統領令第16091号1999.1.29.〉

この令は、公布した日から施行する。

附則〈大統領令第 16682 号 1999.12.31.〉(障害人福祉法施行令)

第 1 条 (施行日)

この令は、2000 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条 (他の法令の改正)

(1)ないし(8) 省略

(9)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 4 条第 1 号ガ目及びダ目をそれぞれ次のとおりにする。

ガ 視覚障害人生活施設

ダ 障害人生活施設と障害人職業施設のうち、視覚障害人等を保護している施設

(10)及び(11) 省略

第 4 条 省略

附則〈大統領令第 16917 号 2000.7.27.〉

この令は、公布した日から施行する。

附則〈大統領令第 17175 号 2001.3.27.〉(政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律施行令)

第 1 条 (施行日)

この令は、公布した日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条 (他の法令の改正)

(1)ないし(7) 省略

(8)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 3 条ただし書のうち「産業技術情報院及び研究開発情報センター」とあるのは、「韓国科学技術情報研究院」とする。

(9)ないし(12) 省略

附則〈大統領令第 18050 号 2003.7.10.〉

この令は、公布した日から施行する。

附則〈大統領令第 18267 号 2004.1.29.〉(流通産業発展法施行令)

第 1 条 (施行日)

この令は、2004 年 1 月 31 日から施行する。

第 2 条及び第 3 条 省略

第 4 条 (他の法令の改正)

(1)及び(2) 省略

(3)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第2条第7号を次のとおり改正する。

七 流通産業発展法施行令第3条の規定による割引店・専門店・百貨店又はショッピングセンターにおいて行う公演

(4)ないし(7) 省略

附則〈大統領令第18932号2005.6.30.〉(鉄道事業法施行令)

第1条(施行日)

この令は、2005年7月1日から施行する。

第2条ないし第4条 省略

第5条(他の法令の改正)

(1)ないし(7) 省略

(8)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第2条第5号中「鉄道法」とあるのは、「鉄道事業法」とする。

(9)ないし(11) 省略

附則〈大統領令第19240号2005.12.30.〉

(1)(施行日) この令は、公布した日から施行する。ただし、第2条第8号及び第9号の改正規定は、2006年3月1日から施行する。

(2)(申請内容の公告に関する適用例) 第8条第1項ただし書の改正規定は、この令施行後に最初に行う申請分から適用する。

附則〈大統領令第19963号2007.3.27.〉(図書館法施行令)

第1条(施行日)

この令は、2007年4月5日から施行する。

第2条及び第3条 省略

第4条(他の法令の改正)

(1)及び(2) 省略

(3)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第2条第9号ラ目及び第3条第1号のうち「図書館及び読書振興法」をそれぞれ「図書館法」とする。

(4)ないし(9) 省略

第5条 省略

附則〈大統領令第20135号2007.6.29.〉

第1条(施行日)

この令は、公布した日から施行する。ただし、第9条第1号ナ目の改正規定は、2008年7月1日から施行し、第11条の改正規定は、2008年1月1日から施行する。

第2条（権利主張者の疎明等に関する適用例）

第40条各号外の部分ただし書の改正規定は、この令の施行後、最初に権利者であることを疎明する資料を提出したもつから適用する。

附則〈大統領令第20676号2008.2.29.〉（文化体育観光部及びその所属機関職制）

第1条（施行日）

この令は、公布した日から施行する。

第2条ないし第4条 省略

第5条（他の法令の改正）

(1)ないし(25) 省略

(26)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第3条第1項・第2項、第4条各号外の部分前段、第6条第1項・第2項、第7条各号外の部分前段、第8条第2項各号外の部分・第3項、第10条、第17条、第19条、第20条第1項各号外の部分・第3項各号外の部分、第21条第1項前段・第2項各号外の部分、第22条第1項各号外の部分・第2項本文、第26条第1項、第28条第1項・第2項、第29条第1項、第30条、第31条第1項各号外の部分、第32条、第33条第1項、第34条、第36条第1項第3号・第3項各号外の部分・第4項・第6項各号外の部分・第7項、第37条第5項、第47条第1項各号外の部分・第2項、第48条第1項各号外の部分・第2項、第49条第1項・第2項本文・第3項・第4項、第53条第2項本文、第54条第1項・第2項本文・第4項・第5項、第55条、第58条第3項、第65条第2項ただし書、第66条第4項ただし書、第67条第1項ないし第3項、第68条第1項各号外の部分・第2項・第3項、第70条第1項各号外の部分・第3号、第72条第1項本文・第2項、第73条第6号、第74条第1項各号外の部分・第5号・第2項・第3項、第75条第1項・第2項、第76条第1項第4号・第2項各号外の部分・第3項・第4項各号外の部分・第5項・第6項、第77条第1項・第2項前段のうち「文化観光部長官」とあるのを、「文化体育観光部長官」とする。

第11条第3号、第18条第2号、第19条、第23条第4項、第26条第1項、第27条第2項、第28条第2項、第30条、第34条、第36条第3項各号外の部分・第4項、第37条第1項・第3項、第40条各号外の部分本文、第41条第1項、第42条各号外の部分、第43条第1項、第45条各号外の部分本文、第47条第1項各号外の部分・第2項、第48条第1項各号外の部分・第2項・第3項、第52条第1項・第2項、第69条第2項、第70条第2項、第72条第2項、第75条第1項・第2項、第76条第2項各号外の部分、第77条第3項のうち「文化観光部令」とあるのを、「文化体育観光部令」とする。

第7条各号外の部分前段及び後段、第18条第2号、第21条第2項各号外の部分、第33条第1項、第49条第3項・第4項、第75条第2項のうち「文化観光部」とあるの

を、「文化体育観光部」とする。

(27)ないし(37) 省略

附則〈大統領令第 21148 号 2008.12.3.〉(雑誌等定期刊行物の振興に関する法律施行令)

第 1 条 (施行日)

この令は、2008 年 12 月 6 日から施行する。

第 2 条 (他の法令の改正)

(1)ないし(11) 省略

(12)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 38 条各号外の部分ただし書のうち「新聞等の自由と機能保障に関する法律第 12 条第 1 項の規定により登録された定期刊行物」とあるのを、「新聞等の自由と機能保障に関する法律」第 12 条第 1 項の規定により登録された新聞及び『雑誌等定期刊行物の振興に関する法律第 15 条及び第 16 条の規定により登録され又は申告された定期刊行物」とする。

(13)及び(14) 省略

第 3 条 省略

附則〈大統領令第 21634 号 2009.7.22.〉

第 1 条 (施行日)

この令は、2009 年 7 月 23 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項の改正規定は、2009 年 9 月 26 日より施行する。

第 2 条 (他の法令の廃止)

コンピュータプログラム保護法施行令は、廃止する。

第 3 条 (他の法令の改正)

(1)ゲーム産業振興に関する法律施行令の一部を次のとおり改正する。

第 9 条各号を次のとおりとする。

一 「著作権法」第 112 条による韓国著作権委員会

二 「民法」第 32 条によりゲーム産業振興を目的として設立された財団法人

(2)関税法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 237 条各号外の部分のうち「著作権、著作隣接権又はプログラム著作権（以下「著作権等」という。）」とあるのを、「著作権又は著作隣接権（以下「著作権等」という。）」とし、「商標法、著作権法又はコンピュータプログラム保護法」とあるのを、「商標法又は著作権法」とする。

(3)国家研究開発事業の管理等に関する規程の一部を次のとおり改正する。

別表 3 のうちソフトウェアの管理・流通の専担機関を次のとおりとする。

「著作権法」第 112 条による韓国著作権委員会

(4)国税租税調整に関する法律施行令の一部を次のとおり改正する。

第 14 条の 2 第 1 項第 1 号バ目を削除する。

(5)付加価値税法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 37 条第 4 号のうち「著作権法第 78 条の規定により」とあるのを、「著作権法第 105 条第 1 項の規定により」とする。

(6)産業技術革新促進法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 16 条第 3 項第 2 号を次のとおりとする。

二 「著作権法」による著作財産権

(7)消費者基本法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 25 条第 4 号を次のとおりとし、同条第 5 号を削除する。

四 「著作権法」第 112 条による韓国著作権委員会

(8)租税特例制限法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 10 条第 3 項第 5 号のうち「コンピュータプログラム保護法」とあるのを、「著作権法」とする。

(9)音楽産業振興に関する法律施行令の一部を次のとおり改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号を次のとおりとする。

二 「著作権法」第 112 条による韓国著作権委員会

第 4 条（他の法令との関係）

この令の施行当時、他の法令において従前の「コンピュータプログラム保護法施行令」又はその規定を引用している場合には、この令又はこの令の当該規定を引用したものとみなす。

附則〈大統領令第 21676 号 2009.8.6.〉（食品衛生法施行令）

第 1 条（施行日）

この令は、2009 年 8 月 7 日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条及び第 3 条 省略

第 4 条（他の法令の改正）

(1)ないし(7) 省略

(8)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 11 条第 1 項各号外の部分のうち「食品衛生法施行令第 7 条第 8 号」とあるのを、「食品衛生法施行令第 21 条第 8 号」とし、同号ガ目のうち「食品衛生法施行令第 7 条第 8 号ダ目」とあるのを、「食品衛生法施行令第 21 条第 8 号ダ目」とする。

(9)ないし(16) 省略

第 5 条 省略

附則〈大統領令第 22003 号 2010.1.27.〉（新聞等の振興に関する法律施行令）

第 1 条（施行日）

この令は、2010 年 2 月 1 日から施行する。

第2条及び第3条 省略

第4条（他の法令の改正）

(1)ないし(35) 省略

(36) 著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第7条各号外の部分、第18条第2号及び第38条各号外の部分ただし書のうち「新聞等の自由及び機能保障に関する法律第12条第1項」とあるのを、それぞれ「新聞等の振興に関する法律第9条第1項」とする。

(37)ないし(45) 省略

第5条 省略

附則〈大統領令第23001号2011.6.30.〉

この令は「大韓民国と欧州連合及びその加盟国間の自由貿易協定」が発効する日から施行する。

附則〈大統領令第23338号2011.12.2.〉

この令は「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定」が発効する日から施行する。

附則〈大統領令第23721号2012.4.12.〉

第1条（施行日）

この令は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(著作物利用に関する経過措置)

この令施行前に第19条により著作物利用承認申請をした場合には、第18条第1項の改正規定にもかかわらず従前の規定による。

附則〈大統領令第23928号2012.7.4.〉（委員会運営の公正性向上のための経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法施行令等一部改正令）

この令は公布した日から施行する。〈ただし書省略〉

附則〈大統領令第24797号2013.10.16.〉

第1条（施行日）

この令は、2013年10月17日から施行する。

第2条（視覚障害人等のための複製等に関する適用例）

第15条第1号の改正規定は、この令施行後、視覚障害人等のための複製等をする場合から適用する。

附則〈大統領令第25379号2014.6.11.〉

この令は2014年7月1日から施行する。

附則〈大統領令第 25697 号 2014.11.4.〉

この令は公布した日から施行する。

附則〈大統領令第 26333 号 2015.6.22.〉（両性平等基本法施行令）

第 1 条（施行日）

この令は、2015 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条（他の法令の改正）

(1)及び(2) 省略

(3)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 11 条第 8 号サ目を削除する。

(4) 省略

第 4 条 省略

附則〈大統領令第 26398 号 2015.7.13.〉

第 1 条（施行日）

この令は、公布した日から施行する。

第 2 条（情報通信網情報検索道具を利用した著作財産権者等の検索に関する適用例）

第 18 条第 1 項第 4 号の改正規定は、この令施行後、法第 50 条第 1 項（法第 89 条及び第 97 条により準用される場合を含む。）及びこの令第 19 条により法定許諾承認を申請する場合から適用する。

第 3 条（法定許諾承認申請に関する経過措置）

この令の施行前に法第 50 条第 1 項（法第 89 条及び第 97 条により準用される場合を含む。）及びこの令第 19 条により法定許諾承認を申請した場合には、第 18 条第 1 項第 3 号ナ目、同条第 2 項第 3 号及び第 20 条第 1 項第 1 号の改正規定にもかかわらず、従前の規定による。

附則〈大統領令第 27427 号 2016.8.2.〉（韓国手話言語法施行令）

第 1 条（施行日）

この令は、2016 年 8 月 4 日から施行する。

第 2 条(他の法令の改正)

(1)ないし(8) 省略

(9)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 15 条の 2 第 1 号ガ目のうち「手話通訳センター」を「韓国手語通訳センター」とする。

(11) 省略

附則〈大統領令第 27503 号 2016.9.21.〉

第 1 条（施行日）

この令は、2016 年 9 月 23 日から施行する。

第 2 条（課徴金の賦課基準に関する経過措置）

この令施行前の違反行為に対して課徴金の賦課基準を適用するときは、第 54 条第 6 項及び別表 3 の改正規定にもかかわらず従前の規定による。

第 3 条（他の法令の改正）

(1)ゲーム産業振興に関する法律施行令の一部を次のとおり改正する。

第 9 条第 1 号を次のようにする。

一 「著作権法」第 112 条による韓国著作権委員会又は同法第 122 条の 2 による韓国著作権保護院

(2)空間情報産業振興法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 6 条第 3 号を次のようにする。

三 「著作権法」第 112 条による韓国著作権委員会又は同法第 122 条の 2 による韓国著作権保護院

(3)漫画振興に関する法律施行令の一部を次のとおり改正する。

第 5 条第 1 号を次のようにする。

一 「著作権法」第 112 条による韓国著作権委員会または同法第 122 条の 2 による韓国著作権保護院

(4)音楽産業振興に関する法律施行令の一部を次のとおり改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号を次のようにする。

二 「著作権法」第 112 条による韓国著作権委員会又は同法第 122 条の 2 による韓国著作権保護院

附則〈大統領令第 27751 号 2016.12.30〉（規制再検討期限設定等のための加盟事業取引の公正化に関する法律施行令等一部改正令）

第 1 条（施行日）

この令は、2017 年 1 月 1 日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条ないし第 12 条 省略

附則〈大統領令第 27970 号 2017.3.29.〉（航空事業法施行令）

第 1 条（施行日）

この令は、2017 年 3 月 30 日から施行する。

第 2 条ないし第 5 条 省略

第 6 条(他の法令の改正)

(1)ないし(8) 省略

(9)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。
第 11 条第 4 号のうち「航空法」を「航空事業法」とする。

(10)及び(11) 省略
第 7 条 省略

附則〈大統領令第 28251 号 2017.8.22.〉

この令は公布後 1 年が経過した日から施行する。

附則〈大統領令第 29689 号 2019.4.16.〉

この令は 2019 年 4 月 17 日から施行する。

附則〈大統領令第 29950 号 2019.7.2.〉（難しい法令用語整備のための 210 個の法令の一部改正に関する大統領令）

この令は公布した日から施行する。〈ただし書省略〉

附則〈大統領令第 30701 号 2020.5.26.〉

第 1 条（施行日）

この令は、2020 年 5 月 27 日から施行する。

第 2 条（決算書作成に関する適用例）

第 51 条の 3 第 3 項の改正規定は、2021 年 1 月 1 日が属する会計年度の決算書を作成する場合から適用する。

附則〈大統領令第 30898 号 2020.8.4.〉

この令は 2020 年 8 月 5 日から施行する。

附則〈大統領令第 32223 号 2021.12.16.〉（地方自治法施行令）

第 1 条（施行日）

この令は、2022 年 1 月 13 日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条ないし第 4 条 省略

第 5 条（他の法令の改正）

(1)ないし(36) 省略

(37)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 11 条第 8 号ジャ目のうち「地方自治法第 144 条」を「地方自治法第 161 条」とする。

(38)ないし〈66〉 省略

第 6 条 省略

附則〈大統領令第 32528 号 2022.3.8.〉（規制再検討期限設定解除等のための 91 個の法令の一部改正に関する大統領令）

この令は公布した日から施行する。

附則〈大統領令第 33023 号 2022.12.6.〉（図書館法施行令）

第 1 条（施行日）

この令は、2022 年 12 月 8 日から施行する。

第 2 条ないし第 4 条 省略

第 5 条（他の法令の改正）

(1)ないし(17) 省略

(18)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 12 条第 1 号のうち「除外する）」を「除外する）及び特殊図書館」とする。

第 16 条の 2 第 2 号を次のようにする。

二 「図書館法」第 19 条による国立中央図書館及び同法第 25 条による広域代表図書館
第 16 条の 3 第 5 号のうち「図書館法第 2 条第 2 号」を「図書館法第 3 条第 2 号」とし、「同法第 19 条第 1 項第 3 号」を「同法第 20 条第 1 項第 3 号」とする。

(19)ないし(25) 省略

第 6 条 省略

附則〈大統領令第 33943 号 2023.12.12.〉

第 1 条（施行日）

この令は、公布した日から施行する。

第 2 条（統合徴収業務委託手数料の基準に関する経過措置）

この令施行前に法第 106 条第 4 項により統合徴収業務を委託する契約を締結した場合、当該契約満了日までの委託手数料基準に関しては、第 51 条の 2 第 5 項の改正規定にもかかわらず、従前の第 51 条の 2 第 5 項及び別表 1 による。

附則〈大統領令第 34181 号 2024.2.6.〉

第 1 条（施行日）

この令は、2024 年 2 月 9 日から施行する。ただし、第 24 条第 4 号及び第 27 条第 1 項第 7 号の改正規定は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行し、第 38 条の 2、第 68 条第 1 項第 3 号及び第 3 号の 2 の改正規定は、公布した日から施行する。

第 2 条（著作権登録事項及び著作権登録部記載事項に関する適用例）

第 24 条第 4 号及び第 27 条第 1 項第 7 号の改正規定は、この令施行前に法第 53 条による登録を申請し、この令施行当時その手続が進行中の場合にも適用する。

附則〈大統領令第 34926 号 2024.10.2.〉

第 1 条（施行日）

この令は、公布した日から施行する。

第 2 条（法定許諾承認申請に関する経過措置）

この令の施行前に法第 50 条第 1 項（法第 89 条及び第 97 条により準用される場合を含む。）及びこの令第 19 条により法定許諾承認を申請した場合には、第 18 条第 1 項第 2 号各目以外の部分の改正規定にもかかわらず、従前の規定による。

附則〈大統領令第 35716 号 2025.8.26.〉（観光振興法施行令）

第 1 条（施行日）

この令は、2025 年 8 月 28 日から施行する。

第 2 条（他の法令の改正）

(1)ないし(17) 省略

(18)著作権法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 11 条第 5 号のうち「遊園施設」を「テーマパーク」とする。

(19)ないし(30) 省略

附則〈大統領令第 35738 号 2025.9.9.〉

第 1 条（施行日）

この令は、2025 年 9 月 26 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 51 条の 3 第 2 項の改正規定は、公布した日から施行する。

第 2 条（補償金受領団体指定期間に関する適用例等）

(1)第 3 条第 2 項の改正規定は、付則第 1 条ただし書による施行日前に法第 25 条第 7 項により指定された補償金受領団体についても適用する。

(2)附則第 1 条ただし書による施行日当時の法第 25 条第 7 項により指定された補償金受領団体の指定期間は、この条第 1 項にもかかわらず従前の指定適格審査期限や各補償金受領団体の運営状況等を考慮して、附則第 1 条ただし書による施行日から 1 年の範囲で文化体育観光部長官が定めて告示する期間とする。

第 3 条（著作権信託管理業者の運営公開に関する適用例）

第 51 条の 3 第 2 項の改正規定は、附則第 1 条ただし書による施行日が属する事業年度の年度別事業報告書を公開する場合から適用する。

附則〈大統領令第 35811 号 2025.10.1.〉（政府組織改編反映のための 306 個の法令の一部改正に関する大統領令）

この令は公布した日から施行する。ただし、この令により改正される大統領令のうち、この令の施行前に公布されたが施行日が到来していない大統領令を改正した部分は、それぞれ当該大統領令の施行日から施行する。

[別表 1] 削除<2023.12.12.>

[別表 2]業務停止の詳細基準（第 53 条関連） 省略

[別表 3]課徴金の賦課基準（第 54 条第 6 項関連） 省略

[別表 4]過怠料の賦課基準（第 77 条第 1 項関連） 省略

[別表 5]過怠料の賦課基準（第 77 条第 2 項関連） 省略